

武器考後

五

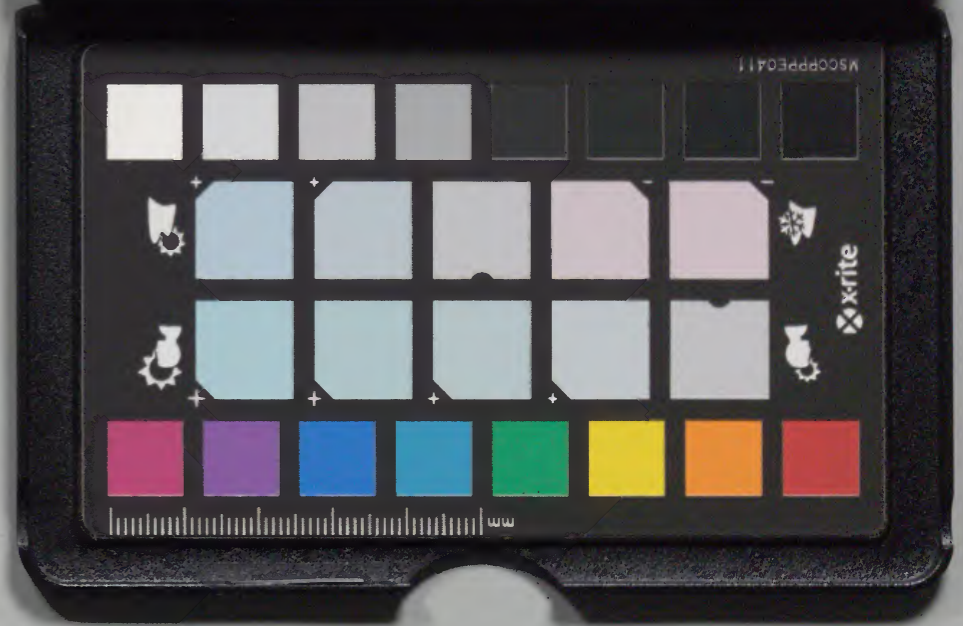
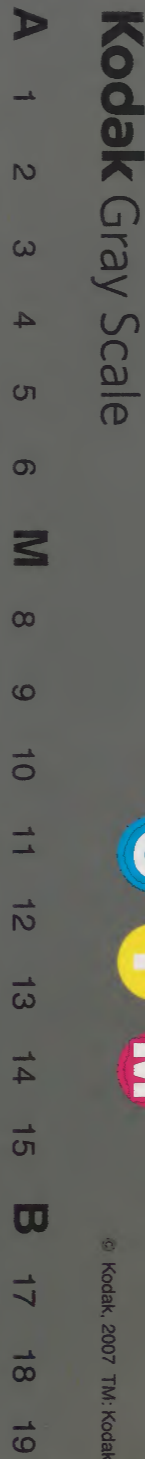
卷七

續日本後記
 世倍浅深秘抄
 釋日本紀
 高忠聞書
 曾我物語
 物具抄
 装束圖式
 異本明德記
 堀川次郎百首

卷八

三代實錄
 風土記
 中右記
 騎射秘抄
 室町殿日記
 應仁別記
 續古事談
 湘山星移集
 梅花無盡藏
 三光院内府記

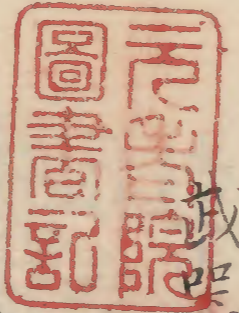
續世継物語
 水鏡
 保元物語
 平治物語
 甲陽軍鑑
 躰源抄
 鎌倉大草子
 鴉躰



綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

内閣文庫	
番 號	和 9199
冊 數	11 (5)
函 號	153 459



誠器考證卷七

書目

續日本後記

淺深秘抄

本紀

傳聞書

曾我物語

物具抄

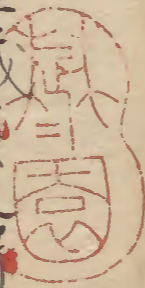
裝束圖式

異本明德記

堀川次郎百首

江府

扈從隊士伊勢平藏貞文輯



續日本後記拔書

太政大臣良房公撰
仁明天皇三代之紀

射禮容儀 承和元年六月庚子從四位下紀朝臣真道卒故中納言從三位
勝長朝臣男也弘仁四年叙五位天長九年累加位歷職兵部大輔左中辨
右兵衛督真道門風相承能傳射禮之容儀大同年中有從五位上伴宿
祢和武彥磨亦傳此法由是後世武士長効兩家之法頗有異同大射惟
一也

綿甲 承和二年三月丁巳仰大宰府綿甲一百領曹一百口袴四百腰充
遣唐舶不虞之備

馬具金銀飾 卷十 承和九年五月甲午朔乙未勅五月廿日供節四衛府六位
官人已下裝束除甲曹飾之外不得用金銀薄泥五位已上走馬之鞍并
馬飾不論新舊聽用金銀但薄泥不在聽限

觀馬射 卷 天長十年五月丁亥朔辛卯天皇御武德殿觀馬射。此外
馬射所々々見タリ畧之

觀射 卷 承和元年正月戌辰朔壬子天皇御豐樂院觀射 此外
射場始賜賭錢 卷 承和三年二月壬午朔甲午始御射場左右衛

府相共奉獻兼詔賂物上先射之一箭中鵠獻新錢二万文大臣已下以次射之
隨其能不分賜賂物各有差

綿甲四卷承和二年三月丙午朔丁巳即大宰府綿甲一百領曹一百口袴四百腰充
遣唐船不虞之備

馬射走馬五卷承和三年五月癸卯天皇御武德殿閱覽四衛府馬射及五
位已上所貢走馬勝負

弄玉及刀子六卷承和三年七月丙戌天皇御後庭余左近衛奏音声令弄玉
及刀子

侍臣射賭錢布七卷同五年正月庚申朔癸巳天皇御內裏射場命侍臣

射之是日右大臣從三位藤原朝三守奉獻盡美亦積置錢布備于賂物

觀大射五卷同三年正月辛丑朔丁巳天皇御豐樂殿觀大射

弓十三技胡錄三身矢百六十雙三卷同十年十二月乙卯朔戊寅兵具弓十三技

鐵甲四卷同十年正月甲申朔己丑山城國上鉄甲一領云件甲裏布袂流著

葛野川覽牧駒及騎射四卷十同十一年三月甲申朔庚辰天皇御武德殿覽諸牧駒

馬及騎射

弩 島水史真機巧之思頗超群匠自制新弩縱令四面可射迴搏易發

世俗淺深秘抄

記者不詳 或云花山院御製者非也

金造劔

卷上金造劔尋常不用之宿老人用之

弓持槌

同張弛

野矢

卷上近衛次將及大將惣衛府北軍除下賜之衛府外必弓可

持右馬上時為上其弦出行時為下也大將若高年衛府督不張弓持之常事也雖次將年老或張之間有先規雖公卿年若輩猶張之也或說次將在將持左手在將持右手云然而先賢多雖左將持右者也或上皇見物行幸槌敷在路右方者次將衛府公卿殿上人將弓於左云然而又是先例猶不依之持右也惣者武家弓持左文家弓持右依是大將已下五位已上雖為武官猶文家也仍如此也但野行幸時次將及衛府督取左手於弓是秘藏事也又內裏燒七及陣中火事之時多持弓於左又其時行幸必用野矢也

平胡錄

將胡錄

卷上行幸夜若名仰以前有陣中火事者須帶平胡錄是

元來所隨身也然者可無難但於公卿將衛府督可然入檢非違使別當廷尉佐平胡錄不可然中裏猶事火急云平胡錄無便宜款只名隨身將胡錄帶也

胡錄表帶

卷上汗幸曰次將曳表帶事不論公卿四位五位如春日吉行幸

時曳之大將帶野劔時曳之五位必曳表帶由云然而必不然云又云大將次將

等行幸之時曳上帶事或說曰五位次將曳之然而此說非尋常後遠所行幸之時曳大將多春日行幸曳之於次將先猶八幡松尾是等也一萬曳也曳之樣平緒之上程亦當曳也結前也モロカキニ結也露三寸許量也カキノ方モ聊見程尔結也○頭書曰矢多羽絨ノモトテ一纏テ除平顯前曳廻也有露丸緒曳時前モ結盡無露ヲハ結テ挿之或自上乎上曳之然而自下曳之為善

連雀鞞 辻總鞞 楚鞞 杏葉 卷馬鞞 連雀公卿小總殿上人辻總檢非違

使也然而問殿上人モ用連雀行幸及一負御幸之時不然楚鞞或依官用之故唐鞞尔用之又宿老人内用之京極関白參長谷寺時用之大嘗耳會御初曰非參議猶付楚鞞於杏葉而自中古有總鞞尔付杏葉也然而存古儀地車間用楚鞞有所見○又曰楚鞞尋常依官用之然而又主人用之上皇之高野詣之時有騎馬尔用之又有總常代之関白之鞞馬車後尔被引有總鞞用也然而於路頭問楚鞞被用之関白長谷寺詣ナト又用之○貞大按連雀トアル連旨ノ事也又按楚鞞赤漆ノ滑草ニテ包縫タル物ニテ総ナキ也唐鞞ニ是ニ杏葉ヲ付ルナリ楚鞞ニ繪圖アリ楚鞞ハ総モナリ樹木ノスハノ枝ナキカ如クナル故此名アリ

唐鞞

右ニ見タリ

唐鞞

劍裝束草色依平緒 卷平緒用様飭劍 此紫終緝地不依劍裝束但藍奈女

志時不用紫終非宿老人不用苗鳥飛繡緒他色相交如次將モ用之也小忌平緒着小忌日用之奉仕舞人時緝地平緒尔縫青摺文ヲ用之摺終緒尔或用藍奈女志或用摺草或用尋常用尋常青草着小忌日尋常用緝地平緒不用紫終着比皆練下龍時用紅梅地緒賭弓延引時及下旬ヲ用緝地緒惣者着火色皆練曰不用紫終緒紅梅平終之時劍裝束用藍草或說曰用紫草可尋○又曰着櫻下襲時不用紫終平緒同劍裝束用緝也而去御門流不悖之云如何

水晶柄劍 卷騎馬日不帶水精柄劍是秘藏事也

射繪螺鈿劍 卷遠所行幸之時射繪螺鈿云然而於非參議次將未聞其例仍近代之人不用款所詮不可有難事也○頭書云雖非議猶用例有之款但款懸地有用之梨地而射于文以貝摺劍也○卷衛府輩遠所行幸時用射繪螺鈿劍大將秀如此於非參議將者未其例分明然而不可有難款但款懸貝摺劍不用也如左衛門推侖用之是文之射同貝摺劍用之由劍裝束草 卷近衛次將隨身劍裝束草於足目拔者尤紫草右青草也於後緒用赤草也如式文者可額額也然而准彼用赤草者在畫繪隨身

前赤物是即後緒由也。頭書曰於左近者無文欵右近者有文也然者即
垂繪隨身劍緒石用右文章時可準之或雖左近用有文章無其理事也
或又曰左赤練緒右赤纈云。有文条勿論也近代右置口常中左置
口南上方緣也。又曰左右兵衛不論左右用紫草不審也如式者左無文
青草右有文青草大畧可同左右衛門近代儀不審也。頭書云物心或文
不注草後緒之由只或縹淺縹或深綠云。然而相許用事然者兵衛大畧
同与左衛門欵

虎皮尻鞘 豹皮尻鞘 筑豹尻鞘 小豹尻鞘 卷凡尻鞘四位豹五位虎也

但行幸之時五位次將用豹皮四位不入尻鞘故欵舞人時四位尻鞘然而猶
五位鞞或用豹行幸之時用虎皮人有之時人難之云。筑豹小豹虎次第
如此而御賀時殿上人奉仕舞左用小豹右用筑豹是顯不審也

節刀 卷被置宣陽殿御劍數柄之中破敵劍守護劍以此兩為朝室先例
以庚申日被造之七八月之中以此日被造也相當惡日時不被用又九月
節憚之也

造刀劍日月 右見タリ

腰刀 卷公家名相撲於御前有御覽時或尔着衣裳奏時必不差腰

刀次將必可知此故實也

壺胡篋錄 胡篋錄 卷警言固問如上皇有幸儀而供奉將佐皆卷纓例也或時

者隨身壺胡篋錄然而於胡篋錄者不可然由古賢難之未一決者也。胡篋錄トハカリ
細劍 卷於內裏臨時覽相撲時次將着直衣帶野劍持笏例也。又曰次
將勤本府役時帶細劍間付瓦緒帶之五位將或帶野劍然而古賢甚難

野劍 右見タリ

賭射 卷賭射時左右一方不忝以一方申兩方障事定例也即白河院仰也
辻総鞞 卷衛府所謂下臈北車檢非違使外不用辻総鞞也

卷梓於胡篋錄 卷下臈衛府北車卷白梓色。紙於胡篋錄如次將

劍柄斂 卷細劍柄尋常斂也然而加倍良木常事也

壺靴御劍 卷東宮護劍壺靴射繪海浦有如龍摺貝裝束青滑草此
事不見諸家記延久御記許被注此旨秘藏云。

移鞍 卷騎用移日如次將給舍人居飼台具不可不可懸由者執人然而先例皆

以懸之也。又曰上皇御幸之時移馬舍人行例以上臈為先是即先例也異移

馬次第是隨自以下臈為先故也

十列根元 卷上皇隨身六月十五日奉仕十列事昔白河院御隨身下七野近

李私相培傍軍為御祈勤之而年序漸積間達啟聞於子今者給御厩御馬也於帶者猶為私沙汰

尻鞘卷舞人尻鞘指時劍後足頭後方一押遣指之不然者尻鞘與後足之間頗遠異樣也兼相計能程令所為也

敷皮卷御幸供奉下北面軍取敷皮不延敷之二倍一折之敷之

壹卷警固間有御幸時近衛次將供奉壹壹胡錄令持事有

先例但被引重不令持之有何難哉若猶令持之者小雜色可持之令持

隨身不可然何況了與壹二人分持事事甚以見苦大臣大將作法也尤非參議將不足准據

釋日本紀拔書

卜部兼方作

菟區踰彌卷神切ツリ未利卷神切ツリ柳卷神切ツリ

記曰師說曾矢也稱未利矢者甲冑之間爾伊礼加又須也今世古津万加伎歌号具倍謂具也号与矢取具之美也

矢呼天書曰乃授鹿兒羽曰此号矢天之至宝而可以隨身今人軍功對敵臨戰時三呼其名而射之無不當百矢云

菟頭卷神切ツリ羅波麻卷神切ツリ扱卷神切ツリ柳卷神切ツリ句卷神切ツリ毛卷神切ツリ菟卷神切ツリ八卷神切ツリ雲卷神切ツリ立卷神切ツリ也卷神切ツリ伊卷神切ツリ頭卷神切ツリ毛卷神切ツリ羅卷神切ツリ維卷神切ツリ流卷神切ツリ餓卷神切ツリ出卷神切ツリ雲卷神切ツリ鳥卷神切ツリ

師也波卷神切ツリ維卷神切ツリ流卷神切ツリ多卷神切ツリ知卷神切ツリ佩卷神切ツリ太卷神切ツリ刀卷神切ツリ也卷神切ツリ菟卷神切ツリ頭卷神切ツリ羅卷神切ツリ波卷神切ツリ麻卷神切ツリ扱卷神切ツリ昔卷神切ツリ朝卷神切ツリ纏卷神切ツリ也卷神切ツリ言卷神切ツリ上卷神切ツリ古卷神切ツリ以卷神切ツリ首卷神切ツリ纏卷神切ツリ太卷神切ツリ刀卷神切ツリ

頭卷神切ツリ鎧卷神切ツリ兼卷神切ツリ方卷神切ツリ按卷神切ツリ之卷神切ツリ頭卷神切ツリ鎧卷神切ツリ者卷神切ツリ信卷神切ツリ号卷神切ツリ与卷神切ツリ多卷神切ツリ利卷神切ツリ加卷神切ツリ氣卷神切ツリ之卷神切ツリ物卷神切ツリ也卷神切ツリア卷神切ツリカ卷神切ツリハ卷神切ツリア卷神切ツリキ卷神切ツリベ卷神切ツリリ卷神切ツリ腮卷神切ツリ辺卷神切ツリナ卷神切ツリリ卷神切ツリ

千卷神切ツリ笥卷神切ツリ則卷神切ツリ之卷神切ツリ鞞卷神切ツリ吾卷神切ツリ笥卷神切ツリ則卷神切ツリ之卷神切ツリ鞞卷神切ツリ五卷神切ツリ私卷神切ツリ記卷神切ツリ曰卷神切ツリ向卷神切ツリ古卷神切ツリ事卷神切ツリ記卷神切ツリ云卷神切ツリ十卷神切ツリ八卷神切ツリ之卷神切ツリ鞞卷神切ツリ注卷神切ツリ云卷神切ツリ訓卷神切ツリ入卷神切ツリ云卷神切ツリ能卷神切ツリ梨卷神切ツリ而卷神切ツリ今卷神切ツリ訓

之千入者不知人者何物故今此紀重言十笥則明人者是笥則矣即知言十載者是

異於其義以同然則彼是不違耳○又曰朝太神宮式曰姬韋廿枚箭四百八十隻
以鳥羽蒲韋廿枚箭則一千隻以鳥羽草韋廿枚箭則七百六十八隻○大問云以箭刺讀
乃理之義如何先師申云乃理之訓者載之心又入之訓也言一韋入千箭則入五百
箭則也韋者是入箭之器也

高韋五卷私記曰問古事記云竹韋今此云高韋其說如何答今既云高韋即是高
大之韋也古記云竹韋即假字言之其意即高大也或說竹韋者以竹為之是似曉說
恐非耳○又云韋大神宮式云以鹿皮縫之胡粉塗以墨畫之納持麻笥司二合徑一尺
六寸五分深一尺四寸五分○應神天皇紀云天皇在乃子而天神地祇授三韓既產之
完生腕上其形如韋是昔自皇太后為雄裝之負故稱其名謂之韋田天皇上
古時信子韋謂之武武武武馬

劍柄卷五大問云訓之多加比其義我如何先師申云案風去記曰向國宮崎郡高
日村昔日自天降神以御劍柄置於此地因曰劍柄村後人改曰高日村也云神
世之昔以劍之柄稱多加比以之可知也

茅纏之稱七卷私記曰師說以茅纏其矛也必以茅者益取潔白之義我欽
曰予七卷私記曰問今此日矛者是何物哉答作戈矛之形既曰日像故加云

草薙劍七卷私記弟五曰薙謂迫地芟草○景行紀曰四十年冬十月日本武
尊祭路之戊午枉道拜伊勢神宮仍辭倭姬命曰今從天皇之命而東
征將誅諸反者故辭之於是倭姬命取草薙劍授日本武尊曰慎之無怠
也是歲日本武尊初至駿云入野中而不見歎賊放火燒其野玉知所欺則
以燧出火之向燒而得免一云王所佩劍裝雲自押之薙攘王之傍草故号其
劍曰草薙也云初日本武尊所佩草薙撫刀是今在尾張國年與市郡
執田社○天智天皇紀云七年是歲沙門道行盜草薙劍逃向新羅而中路風而
芑迷而歸○天武天皇紀曰朱鳥元年六月卜天皇病崇草薙劍即日送置
于尾張國執田社○神名帳曰尾張國愛智郡執田神社名大尾張國風去記
曰執田社者昔日本武尊巡歷東國還時娶尾張連等遠祖宮酢媛命
宿其家夜頭向廁以隨身劍掛於桑木遺之入殿乃驚更姓取之劍有光
如神不犯得之即謂宮酢媛曰此劍神氣宜奉齊之為吾形影因以立社田鄉
為名○先師說云執田社者日本武尊留其形影天襲雲劍為此神躰可謂
日本武尊留跡者

鹿心劍七卷阿良万沙私記曰向此劍斬蛇之後得鹿心之号若前名有所見
哉答未詳

哉答未詳

韓鋤之劍カラサヒ 卷七私記曰問韓鋤之意如何答其形似鋤故名之今世之須改也○先師說云加良須改欵

天蠅斫之劍アハハシ 私記曰問蠅斫之号其義如何答師說此劍尤利劍也若居其刃上者即其蠅自斫此銳鋒之甚也

天鹿兒弓天羽之矢ハ 私記曰問此弓矢其義如何答其義未詳但或說云採天香山之柁木造弓故謂之天鹿兒弓且此卷下一書文所謂未目倍遠祖

天樓津大未日手捉天扼弓天羽之矢是也謂羽之矢者以鳥羽波久天也加重點者言其羽矢衆多也又矢以弓射遣之義也○天書卷三曰乃授鹿兒羽之曰此弓望則矢之秘宝而可以隨身今人軍功對敵臨戰時三呼其名而射之無不一當百也

大葉劍オホハシ 卷八亦名神戶劍私記曰問此劍名其義如何又今在何處哉

答此劍号未詳味相高彦根神所帶之劍也若今在大和国高鴨社欵

廣平廣平 卷八私記曰問大已貴神曰吾以此矛卒有治切天孫若用此矛治國者必當平安云此矛今在何處哉答雖為三種宝物之外此矛有治國之名奉

獻天孫定傳之後棄欵然而所在不詳但如此神器上古多納石上神宮若今被神宮欵古事記中曰天皇亦頻詔倭建命言向和平東方十二道

天具鹿兒矢ハ 卷八問曰天鹿兒弓者以天香山柁木作之故有此号云鹿兒矢其名如何先師申云就扼弓之古答迴今案此矢若以天香之管比作之欵

頭扼劍ハ 卷八私記曰問此何劍乎答未詳○卷九私記曰其頭曲

天磐盾ハ 卷九案之天者例之文磐盾者常般盾坐般盾之義盾者平櫓之属云然則舟中折安之大指也

平国之劍ハ 卷九舊事本紀曰大歲辛酉天孫磐盾余彦尊都楯原宮初即位号曰元年宇麻志麻治命先獻天瑞亦堅神指吹奇矣統布都主劍

大神奉斎殿内即感天至瑞宝以為天皇鎮祭之亦曰宇摩志麻治命六世孫伊香色雄命春日宮御宇為大臣磯城瑞籬宮御世詔大臣為班神物定天社因

社之時遷建布都大神社於大倭国山辺郡后上邑云号曰后上大神○古事記畧曰天昭大神高木神二柱神之命以召建雷神而詔常原中国者伊久致佐夜藝帝

阿理那理云故汝建御雷神可降尔答曰僕雖不降專有平其因之横刀可降此刀名佐布都神亦名云甕布都神亦名布都御魂此刀者坐三上神宮也

真鹿彈マカサ 卷九兼万安亦之貞者例文真寔之美鹿彈者射鹿子之鐵也

男之彈調ハ 卷九古語拾遺曰祭八十万群神仍定天社国社及神地神戶始今貢男弓彈之調今女乎未之調合神祇之祭用熊鹿皮角布也此録也○調ハニワキモノナリ

七首卷十古事記曰即作八塩折之劍ヒモカクテ授安貞丈云劍ノ字ハ史記刺客傳曰於是太

子椽求天下之利七首得趙人徐夫人七首取之百金使工以菜焯以試以血濡縷人

無不立死位言以七首試以人血出足以沾濡系縷便立死也

皇后取石挿腰十筑紫風去記曰逸都縣子鄉食厚有石兩顆二者片長一尺一寸

周一尺八寸一者長一尺一寸周一尺八寸色白而便圓如磨成俗傳云息長足比賣余

欲伐新羅國軍之間懷娠漸動射取而石挿着裙腰遂龍新羅凱施之日至芋

濱野太子誕生有此因縁曰芋濱野謂産爲芋濱者倍向婦人忽然娘動裙腰挿石

取令延時盖由此乎○筑前國風去記曰怡土郡見郷食野在郡此野之西有白石三顆

一顆長一尺一寸大尺重一斤一顆長一尺一寸大尺重一斤一顆曰表者氣長足娘尊款征伐新羅到於此村御身有

娘勿當誕生登豆時則此二顆石挿脚腰祈曰朕款西堺来着此野所姓皇子若此神

者凱旋之後誕生其可遂定西堺還来即産也所謂譽田天皇是也時人号莫

石曰皇子産后今訛謂見郷食后○貞丈按倍說神功皇后新羅征伐シテマ時

姓娘ヲ脚腹大ヲ御鎧ノ右合ハサシケレハ竹内宿禰之袖ヲトリテ

リシヨリ服袖ト云物始レリト云ハ右ヲ腰挟五ヒント云フ事ヲ誤リテ作リケル説也

白膠木ハリス卷十私記曰太政殿下間曰用白膠木之意如何名實申云師説不慥其

後向諸有識或答曰白膠者其有靈木也故修治之壇取以木乳而塗用之或説

縹佛之心此木取其有靈又不朽于是華山僧正引諸儀軌之文所説也愚按就師

師周問以事答如儀軌之説疑是先師秘此事歟

銷旗卷私記曰師説未詳其射師後説曰今現在此旗之頭如銷故名

雲段幡卷兼方以雲段幡之義案之雲段色之錦綾羅歟

于瑳由豆流卷仁德紀于瑳由豆流儲弦也

甲斐黑駒雄略紀柯彼能矩盧右摩甲斐黑駒也矩羅杖制播鞍着也言置

鞍也

高忠聞書拔書

多賀豐後守中原高忠記也寛正五年記之是ヲ世ニ美人草ト号カ世原
持長持清與元言ノ傳ナリ

葉

ゆゝ草のゆひはくろ萩朝大納の御時富士のまきうりの時久く將
をせしゆゝよすて大ゆひとくすゆひのうをほるつゞくあた留ゆひれ
たり其時大ゆひとくす指をうをさしはえつがえりぬたりぬれ
よりゆひちきしを後よりくす指とたきこのゆひを二つきてたき
けりてはき来るこはぬハ大ゆひとくすゆひとくすたり根ゆハ
あとなまゆひとつぬこさるよすてもはえつきたる也又云ゆけ
のゆひ草は世に草まてつくる異草なりゆひとも同草まてつくす
くゆひ草は世に草まてつくる異草なりゆひとも同草まてつくす
ゆひは草何草ともまたまきぬれりゆけの草まて縮をもけりぬれり
但見よらきゆけ草と用ふるゆけの草とゆひ草と縮の草と三色
へらしの草まてはせぬなりゆひの皮まてもあきゆけの草まてもあ
きゆけの草まてはせぬなりゆけの草まてもあきゆけの草まてもあ
又何よてもあきゆけの草まてぬれりゆけの草まてもあきゆけの草
まてもあきゆけの草まてぬれりゆけの草まてもあきゆけの草まてもあ
きゆけの草まてはせぬなりゆけの草まてもあきゆけの草まてもあ

つらより二つをさすて矢つら虎をまてかこひ原を虎てあうらひはぬた
やうひろきふたつ二つをさすて矢つら虎するかあうのうらひ
りたるるはうと矢ふあめめしするこよりあふのまらぼつまきす
まこのゆきまきゆふらへん一〇かううよりうて二つを矢つら
て矢つら虎とまきいふれいあうまの志あう乃まのそふちのものを
あうて六射ぬるこいつらつらまの古れ久ひつらるあすまゆ他
ひつられ矢箭ちひかううまきく矢つらひけぬありさる習り矢つ
あまつを矢つら虎とま本中へひりけてうらうまあうて矢つら
よりひきんあ射きためま若より二つを射はるが若乃秘説の
うらうのうらと射きまきま一〇するこのひきまきするこいつら
矢ありますハ一射の標虎よりまをさしたむたを射のあり得れり
〇ちり羽にて六射と射るこいつらまきの引尾も射りて女も男も
射りてこれと射る若乃智の射あまの引尾あり〇うあうのまサ三つを
あり目二二目之標の角を射りて三つはぬきまのうす一をさるは乃
うらうのまに根がハ六目を射る五目四目三目もまらるありられは
すれらあの時射るこ〇うらまこのすはいつらどハあま〇うらうの
矢のま

かひらうへうらうらふさへへきるむはの當は秘説あり二つをさす
あはへる

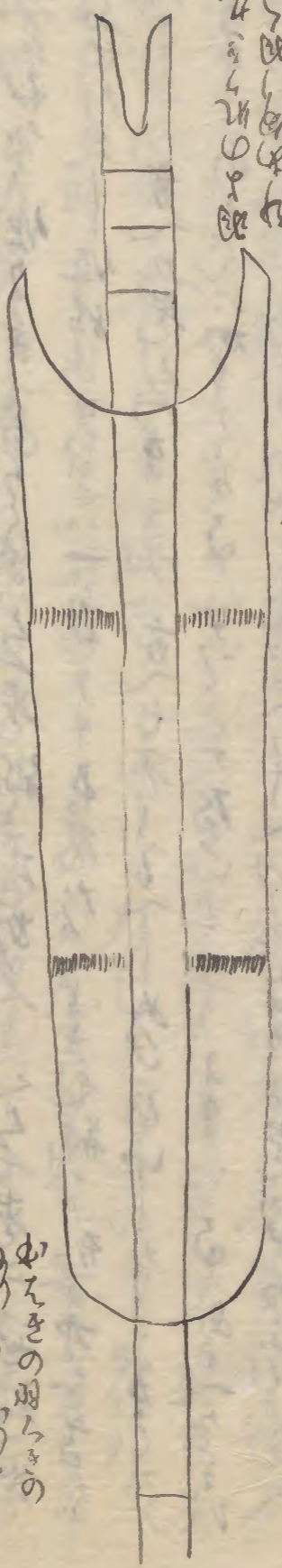
雁侯

雁侯かすまはうのまあう一をかあうのうらふもらるのれは
白鳥あり候うまこのうらふら虎射る虎あまきくう虎二つを射る虎
一をたまは候ゆきまきハ一をせよりも虎たうまきこ籠子形の中をさく
矢さきの方へ虎くうまきの方へ七虎へへ一ぬらゆりありまきこ
うらまきのうらに射るこまをさうへひく矢を射りあうまきこまをさ
らまきのうらへへあうらまはぬへ一ひありは虎のまをさへ
くしたるまきのうらをさるこ〇すうらまきこまをさるまをさるを射る
やまきまきまをさるまをさるまをさるまをさるまをさるまをさる
くまをさるまをさるまをさるまをさるまをさるまをさるまをさる
つ〇射るまをさるまをさるまをさるまをさるまをさるまをさる
をさるまをさるまをさるまをさるまをさるまをさるまをさるまをさる
くまをさるまをさるまをさるまをさるまをさるまをさるまをさる
くまをさるまをさるまをさるまをさるまをさるまをさるまをさる
くまをさるまをさるまをさるまをさるまをさるまをさるまをさる

秘天

秘天秘天のまらう秘天のまらう秘天のまらう秘天のまらう
ハあまらうのまらうとむすへ一いひまらう秘天のまらうのまらう

すけやー管中のふーはこふー管の然あつるの在所ハゆてま
 の下乃老めより一そくろり管をてたつるのふーをこへ一但志ら
 つけらるるふー管の一本中ニ然ぬのありけりけりけりけりけり
 き思ふも一たるへ一折れ虎ハえりまをまへ一折れけりけり
 くら虎ニ老折れまき一ふせたる一〇羽の羽ハ切付申忠を何
 もとるの羽付一但きりふの羽を付まへ折れ管花飾の故あり



一折れ虎の羽
 一折れ虎の羽

羽のありかへりけりけりけりけりけりけりけりけりけり

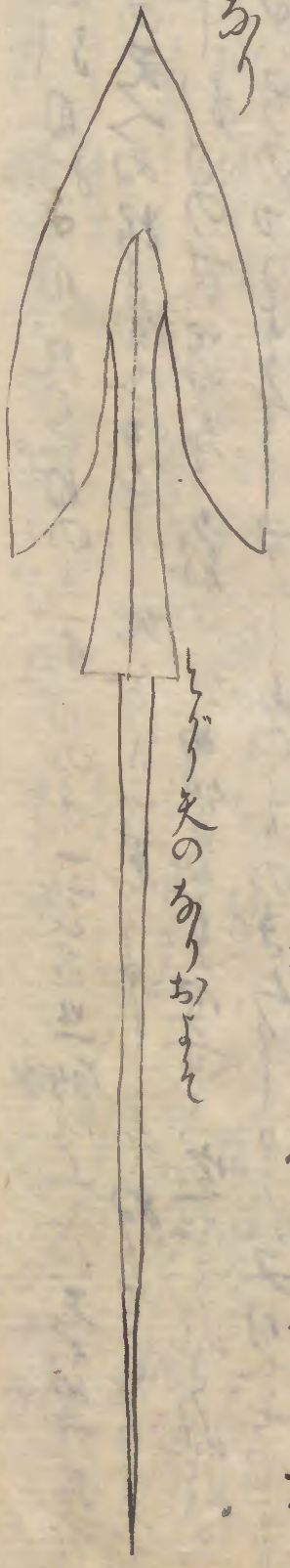
一折れ虎の羽

おんきの羽の
 ありけりけり

負細矢
 エヒラキス
 ナリウツホ
 ニス征矢ニ
 對ヒテあり

はれがさひまやまらりあまさんまのるくむりハ何れもんす虎ハ
 うくたまふありまとなまハ守ニふ次虎ハ一をのけまをこをすを
 ハたす虎ハ一いけ一ひかろ虎ハともをここれハ但由とんをれとあり

はれけして見えくきして見けりけりけりけりけりけりけりけり
 目をほるふおきる一〇根元根のゆのさきありまろりはれはひらふ
 けりぬありゆのおろまより又人のゆまもへ
 鋒矢 とう矢のるふけりけりけりけりけりけりけりけりけり
 とおしすへ一や管ハふ定但あつりすけや管中のふーは
 ぶー管ハ然思ふるもたるへ一折れ虎ハよりまをて老えあつるも
 ぬりへ一はれきて何れもやろろろろろろろろろろろろろろろろ
 羽ハ山鳥の引尾を有ありお羽をまろろろろろろろろろろろろろ
 とむも者海はあつるも一とろり矢ハ一舟の物的矢のこへ一ハ
 ひきたるへ一ハ外むきへ一何れゆむきのす一人ある者
 尋中知するも一もあるものまてある者ゆむき一人ハも者海は
 無存知たつるも一とろり矢を思ひらまは存在不あり折れまろり
 ものあり



とろり矢のありおよ

草麻丸物の草花標本草の葉をれりておのものとそひひあらずと
とぐりてと云ありつやうまをものとそひひあらずと射してそありを
めの的よあえた時ひひあらずとそををふさめの的よ射あてた射
ひひあらずとそひひあらずと草麻丸物の草花標本草のものとそひひあらずと
そとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそと
射ひひあらずとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそと
そとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそと
つとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそと

すむゆき 羽のそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそと
の羽のそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそと
いふ文のに十二ノ一と云ふはしりて



弦をらひひあらず 弓をらひひあらず 弓をらひひあらず 弓をらひひあらず
らひひあらず 弓をらひひあらず 弓をらひひあらず 弓をらひひあらず
らひひあらず 弓をらひひあらず 弓をらひひあらず 弓をらひひあらず
らひひあらず 弓をらひひあらず 弓をらひひあらず 弓をらひひあらず
らひひあらず 弓をらひひあらず 弓をらひひあらず 弓をらひひあらず
らひひあらず 弓をらひひあらず 弓をらひひあらず 弓をらひひあらず

すむゆき 羽のそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそとそと

空穂根本 カマド 弓の根本ハあり重出成不也
ウ采緒ノ名 弓の緒の事 弓の付たるをハ緒と云後の標ハ者
ハ緒をハ緒と云はれは付たるをハ緒と云へ 緒を云はすその
緒を云はけ緒と云へ

矢羽ニ立羽ノ名 矢ハ立羽の居るや矢の通らずは付たるハ立羽と
云知はあるや付たるハ立羽と云へ 矢の成方ハ矢のハ立羽と云へ 矢
の羽ハ立羽と云へ 矢の羽ハ立羽と云へ 矢の羽ハ立羽と云へ 矢の羽
ハ立羽と云へ 矢の羽ハ立羽と云へ 矢の羽ハ立羽と云へ 矢の羽ハ立羽
と云へ 矢の羽ハ立羽と云へ 矢の羽ハ立羽と云へ 矢の羽ハ立羽と云へ
矢の羽ハ立羽と云へ 矢の羽ハ立羽と云へ 矢の羽ハ立羽と云へ 矢の羽
ハ立羽と云へ 矢の羽ハ立羽と云へ 矢の羽ハ立羽と云へ 矢の羽ハ立羽
と云へ 矢の羽ハ立羽と云へ 矢の羽ハ立羽と云へ 矢の羽ハ立羽と云へ

此秘説なるを

狩小年 野山のりの心竜の事お枝の神乃ちいふものたの神へ纏ひく
けいもの指はく事あり今をのわをさぬ昔のさといふ
魚すあとのたの油をちいこぬいふれ

牛代袋 ゆりけと申袋と申の流瑞るの時よりて申袋といふ

矢答 鹿を射て矢く入すはけりをあけのけてあしと矢く入を

事ありこいものより矢く入すはけり大進由のら申者といふ
ておしと矢く入すはけりといふ

あせき 鹿を射と申のちと射と申を二つあせていふと申あせき

之純 このたの又云を申あせきと申を二つあせていふと申あせき

と射と申を二つあせていふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

又云あせきと射射めんをいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

夏ハめをとの射秋を男をとの射め定れもいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

くハ先れと射の又云ぬせきを射射するのりた射ハよき程までハ

ふりたるををまわしてお後よりいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

尾を射ハけと申あせきをいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

あしのもは又申あはれれも申あしをいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

とあせきと申あはれれも申あしをいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

るよりわつていふ事ある水雷をぬくまはれれも申あしをいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

一本に申るもた射するよりわつていふ水雷をぬくまはれれも申あしをいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

と申るよりわつていふ事ある水雷をぬくまはれれも申あしをいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

たのゆりけと申あはれれも申あしをいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

くけき けき射ハよは申あしをいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

て射射するよりわつていふ事ある水雷をぬくまはれれも申あしをいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

るあはれれも申あしをいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

あせきくけき 鹿を射と申のちと射と申を二つあせていふと申あせき

と申あはれれも申あしをいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

い射ハよは申あしをいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

と申あはれれも申あしをいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

くらたのぬくあはれれも申あしをいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

あしと申あはれれも申あしをいふと申あせきと申を二つあせていふと申あせき

とうてそよりちまうこく細て射へーしちまきて射射のしち神をおまぬく
 の射あらしきしし神をおまぬ射ひしを射ちてちを右のまよらう入
 多をせせしちぬきせ先ちまのひしを射まよひらよらうて倒式神
 とおまぬみぬく刀のまきりよけてあへらうておまぬくをぬるゆら
 ひしを倒式のこくおまぬくはおまぬやうてあへらうておまぬくをぬるゆら
 けすまあり

笠懸 大追物 笠懸射朝の御代射を射るめくく大追物は先代の射す射
 ろめくれらうを後あすうお射目こころれ籠もれを智ち成たす皆を
 人合管は白管はあり射目思くはうよあれたり射目赤う射は笠懸
 射目射射これらるより赤流わや

曾我物語抜書

比叡山僧作名未詳

服 鹿矢 白木弓

卷一 射あやうこくしちを射ひー条はすますけ
 つらうらうらうちまをくしこれをまきやうのとまあれよまひんまあま
 いまこれらたを射まんとおのくまのひしれまをうたうけ
 ちひーらうてつあま本の弓のぬまけまをらうけせまはまま
 ぬ

秋野摺尺間	曳持直岳	班騰行	鶴木白白	作鹿矢	千段藤弓	明黄裏
竹笠	梨子地射	白伏輪鞍	山吹色	連著鞍	合響	紺手綱
同おの	うり乃	あまの	すりほ	くーを	あつ	よひ

ぬまはすますけ
 つらうらうらうちまをくしこれをまきやうのとまあれよまひんまあま
 いまこれらたを射まんとおのくまのひしれまをうたうけ
 ちひーらうてつあま本の弓のぬまけまをらうけせまはまま
 ぬ

いれて其のつららるの右、将装束なるを

大追物笠懸 九月十三夜、主人と五父のものとあけきり、糸は又たなまきり
あきほるをさし、さき用事して、たひあぬーさあ、大あやものきりけ
ともあひあんの扱、頼朝公の時代、大あや物、笠懸、騎射、秘抄、乃
序、又大追物、目安あ、は、大追物、実頼公の時代、始り、見え、又、東鑑、は、
頼朝公の代、乃、記、始、大追物の事を記したり、然れ、曾我兄弟の初、乃
時、大追物、あり、一、曾我あ、う、と、治、り、比、常、大あやもの、を、や
り、一、所、考、え、る、毎、に、その、始、り、時、に、の、り、は、う、つ、り、て、大追物の
る、と、あ、り、な、る、一、曾我物語、大追物の、う、あ、れ、を、と、て、頼朝時代、
す、れ、大追物あ、り、と、い、ひ、記、抄、に、あ、れ、れ、す、り、て、あ、り、
とのへ、た、く、な、る、也。卷三、は、り、

竹小弓 廿八キノ矢 同、名、の、林、の、お、ら、の、の、ハ、す、ま、れ、さ、さ、ま、の、矢、さ、り
つ、く、ひ、の、小、児、の、ゆ、く、あ、ま、ひ、の、弓、矢、を、い、ふ

甲由ヨヨロフ 随兵 帯刀 御調度懸人 鎌倉殿箱根御参詣の事、
御儀の人、う、六、つ、島山に、越、た、り、う、江戸と、ま、ぬ、玉、の、井、お、や、ま、う、つ、の、こ
や、山、あ、れ、さ、と、え、の、今、を、始、り、て、以上、三、百、九、十、五、も、ま、れ、と、あ、り、も、こ、う、と

く、ま、の、装、束、も、も、ま、り、と、ん、を、ま、り、う、ん、と、う、お、ま、を、お、ひ、す、い、ん、と、
あ、る、う、ひ、う、れ、い、け、い、せ、い、あ、り、を、ま、り、か、う、さ、う、め、を、お、ま、り、う、す、お、ま、り、
ち、り、ん、さ、ら、を、ま、り、う、り、ま、ま、り、け、い、ま、い、を、ま、り、う、す、ら、ん、と、い、の、お、り、
ら、ら、う、と、よ、う、ひ、ゆ、ま、を、た、ら、す、す、い、ひ、あ、る、ま、り、け、あ、つ、ひ、さ、う、の、た、て、
き、こ、り、あ、り、ひ、お、ん、と、う、う、け、の、人、ゆ、ん、て、め、う、あ、あ、ひ、あ、り、お、ま、り、
の、ま、り、ん、ハ、ま、り、と、ま、り、の、う、ま、り、の、た、ま、り、を、ひ、る、人、も、
守刀 相、頼、公、の、御、参、詣、の、事、は、ち、う、く、ま、り、と、ん、と、い、あ、り、地、の、お、り、ま、
ま、り、つ、ま、り、ま、り、た、ら、ま、り、と、り、刀、を、ま、り、ま、り、さ、り、う、り、ま、り、の、な、り、を、お、け
て、ま、り、す、け、つ、ま、り、し、ら、と、ま、り、ま、り、ひ、ま、り、の、右、相、頼、公、御、参、詣、の、事、
記、お、り、地、の、お、り、ま、り、つ、ま、り、ま、り、た、ら、ま、り、守、刀、と、い、う、つ、ま、り、ま、り、
う、ま、り、包、と、い、う、お、り、ま、り、ま、り、ま、り、ま、り、ま、り、ま、り、ま、り、
赤木柄筒金入丸刀 同、名、の、お、り、ま、り、の、物、お、り、お、り、ひ、ま、り、の、事、
あ、り、れ、又、む、れ、一、ま、り、お、り、ま、り、あ、り、れ、と、い、ま、り、あ、り、ま、り、の、事、
な、り、ま、り、ま、り、入、り、た、ら、ま、り、ま、り、ま、り、ま、り、ま、り、ま、り、ま、り、
ま、り、ま、り、ま、り、の、事、あ、り、刀、と、い、ま、り、ま、り、ま、り、ま、り、の、事、
白伏輪鞍黒糸腹巻 相、頼、公、の、御、参、詣、の、事、は、ち、う、く、ま、り、と、ん、と、い、あ、り、地、の、お、り、ま、

朝巻 兵庫鏢太刀 卷ハ太刀の条は何をかくかしのうをいせいでいしとて

サヤ巻一丈一とくし十部はひくれりけりこれハサヤ巻一丈一とくしとて
てんとして三の室ありサヤ一丈一とくしとて三の室ありサヤ一丈一とくしとて
サヤ一丈一とくしとて三の室ありサヤ一丈一とくしとて三の室ありサヤ一丈一とくしとて
サヤ一丈一とくしとて三の室ありサヤ一丈一とくしとて三の室ありサヤ一丈一とくしとて

笠懸 卷ハ三つええ笠懸を射る条はうしよの大明神の御あはれついで

能皮行騰 芝打 白鞍 原総 卷ハ一のうらぐの条ははさるのモト其
日の衣装本ははらまのてうめのおやまのうきおきするたてえはうしよ

胴丸 萌黄威 大刀タナ 大刀 鉄棒 同条はうしよすられてええたりハ
あぶ丸もえきおしとのうらぐの条はうしよすられてええたりハ

キリヲ射ル 同巻源ちとちけやすうえろろ人条に畠山の三部ちけやせ
かくへくよひいしくちれりはちり 桃原 矢目をハかりまてりおなる中畧 矢目

あそたらしうらる

夏毛行騰 高ウスヘウノ鹿矢 滋藤弓 貝鞍 卷ハ緒籠を射んとせし条は
十部うその日乃世装束ハおもよき包のうらむ竹をむらあちのひい
たれはちりけのむつたまふくひりこしてたうすへうの志うやなすま
とくつつけちけとうのろのまんちりあけりけるまういんらとまて

秋毛行騰 鶴木白狐矢 二所藤弓 耐繪鞍 同条はうしよすられてええたりハ
まはうすられいさううあはるひやうもん竹あきまやまをせし
とてあそ二つとこころよつけるひれはこんのえうあき毛のむ
りたまはちやうたまはちりつるのちと志ろのまやなすたらはひな
二とらうとうのゆまのまんちりけるまういんらとまて

サヤ巻一丈一とくし十部はひくれりけりこれハサヤ巻一丈一とくしとて
てんとして三の室ありサヤ一丈一とくしとて三の室ありサヤ一丈一とくしとて
サヤ一丈一とくしとて三の室ありサヤ一丈一とくしとて三の室ありサヤ一丈一とくしとて
サヤ一丈一とくしとて三の室ありサヤ一丈一とくしとて三の室ありサヤ一丈一とくしとて

了りの右狩装束

大班行騰切生矢吹寄藤弓白霞覆輪鞍 同条より三つにわけて

装束をこれやられりおせんやうのひれはあきこゝのむつたまきまき
まうの矢おひふきよせとりのち乃まん中よりまんをよてうら打る
らまののたけきめりしあきおひを思ひてふとくた海

手班五ホシカケ 白帷腋闕 黒鞘巻 赤銅作太刀 卷九兄弟出立の条より十初り

その夜のやうはあろまうひらのまきあくがきたるむらありの
ひれをそそむすひくさうけすまの免りけをつよ
かけろままきまきあくさうづくの左刀をもちたり

ヒヤウモニアホシカケ 袷小袖腋闕 赤木柄刀 友切丸 同条より五初り

あえせの小袖つきあくくつきたるをうらたのよせひまきさうせん
さあこのひれよてあきまきとあろまうきたるえんちのち乃
くりゆりうよせよせとをむすひくさうけひやうの免り
けをつよけあろまのつみ刀をさへ源代き代のともさうり

まことよすめりすいぬまむらうひつ

友切丸太刀 相根前条より同条より兵庫標の太刀を別条より五初り

ちりあ切丸の源教光異國より渡来のおあたまと云 標はさうせき
ゆり義助愈書へ細め後は義経昆の門は死にゆえ後西國へ出立のとき
のあはね根へ細めゆえたり五初り

長道具 卷九ののしる条より十初り

これよりさうた物にこれより道をあらんらん
んよまをせよとてあんのこくけうめのつみ十人あ道具たて
へま

具足 卷九緒徑打 同条より五初り

トボタサス 同条より十初り

タシツケ 卷九善切の条より十初り

タカヒモ 同条より十初り

一のまや二のまふ一 卷一のまふ一 志丹の三由さるそまふ一のまふ一 大兄の
 おもふた二のまふ一まふ一この三由てたれおれあふさしものをとそたる
 たりたりのおまふ一初名おれ射野の二字をまふ一と訓して所以隠射者やと
 記したる久遠射野織ノ記とさるまふ一とハ物を射る射子の力を
 くくして居る所あり 物の射る力をくくして射るをくくし所とさるまふ一

物具抄拔書

花山院皇相忠定卿記

飾劔 近代其実希當時所用飾劔代也公卿節會日用之殿上人祭使之時用之

螺鈿細劔木地 公卿行幸日若列見定考日用之殿上人節會日用之

挿螺鈿細劔 挿許是也前官大臣常用之

射繪細劔 或有銀植若人用之射樞者雖老人用之公卿并殿上人常用之

射繪螺鈿劔 宿老公卿行幸之時用之但近代公卿殿上人常用之

黑漆細劔 諒闇之時用之

螺鈿野劔 殿上行幸日帶之但華族榮華壯年之公卿將春日行幸十トニ用常之

事也

射繪野劔 大将直衣之時或帶之殿上人布衣之日帶之雖束帶如御幸帶之

金作細劔

唐鞍具

頭總

差繩

鞍鞍具

拵 付四指子 表敷 表腹帶 鏡 力草 壘 銀面 角代袋 尾袋 雲珠

○大滑 草鞞 水母木 櫻 鉤付 手綱 差繩 引

○鞭 鞍負 鞍覆

○左筆 大滑 鏡 壘 手綱 鏢 鞍 鈴 平文時

和鞍具 指四猪手。表敷表腹帶。切付四位豹。大滑目前。登大滑之時登。漚切付之時七良登。手綱

御類考終。尺泥障切付之時不用之

鞞殿上棟終。連著。畝鞞。之鞞。小總。辻子總

切付切付事。号下鞍。小豹公卿及四位用之。竹豹小豹ヨリモ勝物也上賜上達部用

之。虎五位用之。菅鹿外記史内記等用之。水豹六位用之

手綱模芳終公卿用之。棟終殿上人以下四位五位用之。緝終六位用之

鞍覆打鞍覆面濃打表模芳打。織面青頭文紗表青打結。透鞍覆

地薄物青文三倍須幾一倍也。鯨ヲ捻リ以色。糸唐烏唐花縫之。虎皮鞍覆華

族草水于鞍之時用之。鹿皮鞍覆水于鞍用之。殿上人指直表地下前駢以下布裏也

差差繩綾打交差繩。賀茂祭使ナト風流之時用之。布打交差繩水于鞍之時常

用之。白布差差繩唐鞍大和鞍黑袴等用之

装束圖式拔書

作者未詳元龜二年寫

飭劔節會内宴御禊行幸ナト公卿是ヲ帶ス。如法飭劔。近伐不見之劔。装束

多赤滑又藍草青草等。例有鞘。大畧木地由ヲ記セリ。然元委曲ニ記シカタシ

近伐。飭劔代用。二飭劔代其勢。螺鈿劔。コトシ人ヲ以テ依輪ヲカルル。紫檀地ノ

上三唐草ヲ具テ押也。柄ニ瑠璃ヲ用ユ。露同瑠璃也。殊勝ノ物ト云々

螺鈿劔。行幸ニ公卿以下用之。節會ノ日。諸衛將位是ヲ帶ス。又節會ノ日。執政

人代代ト号シ。此劔ヲ用ユ。此外讓位任大臣立后列見定考御禊賀茂等ニ帶

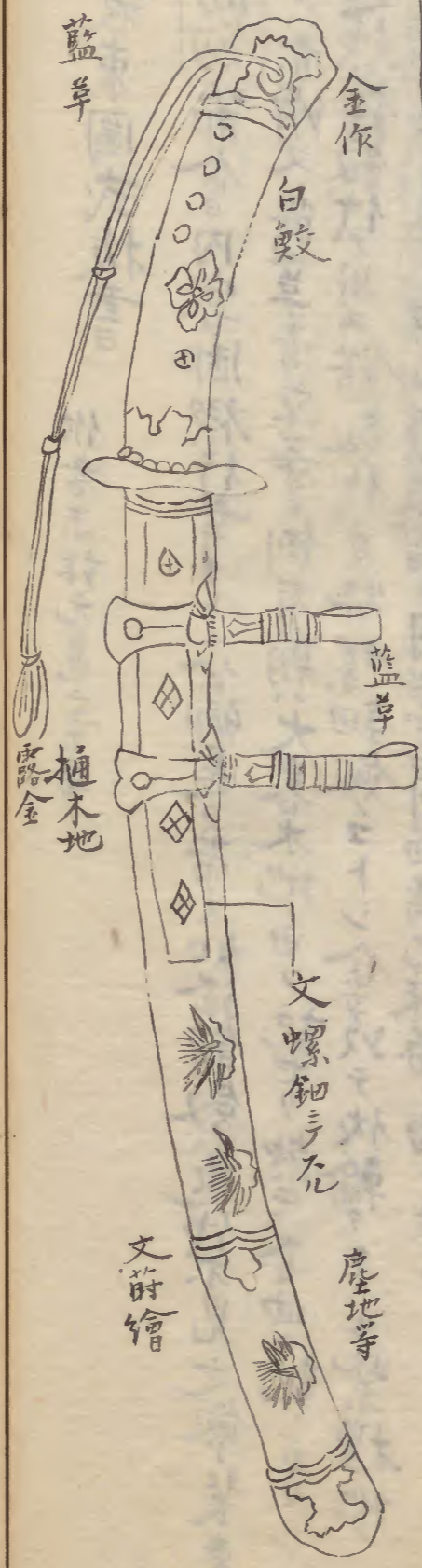
又并賀ニ公卿後ニ帶スル歟



射繪劔 拜賀行幸弓場始御讀絆等用之卿相雲客帶劔人多用之尋常着
 用劔也号平鹿劔射繪細劔回事也



通螺鈿細劔 射繪上螺鈿上通用之劔也故稱螺鈿ヲ摺ル鞘射繪也



射繪野劔 或平鞘太刀或毛抜形太刀又ハ草緒太刀ナト云也武官令持之又殿上人束帶時依事着之或直衣始時帶之歟



螺鈿野劔 近衛次將外衛佐常令持之或公卿高位人常令持也



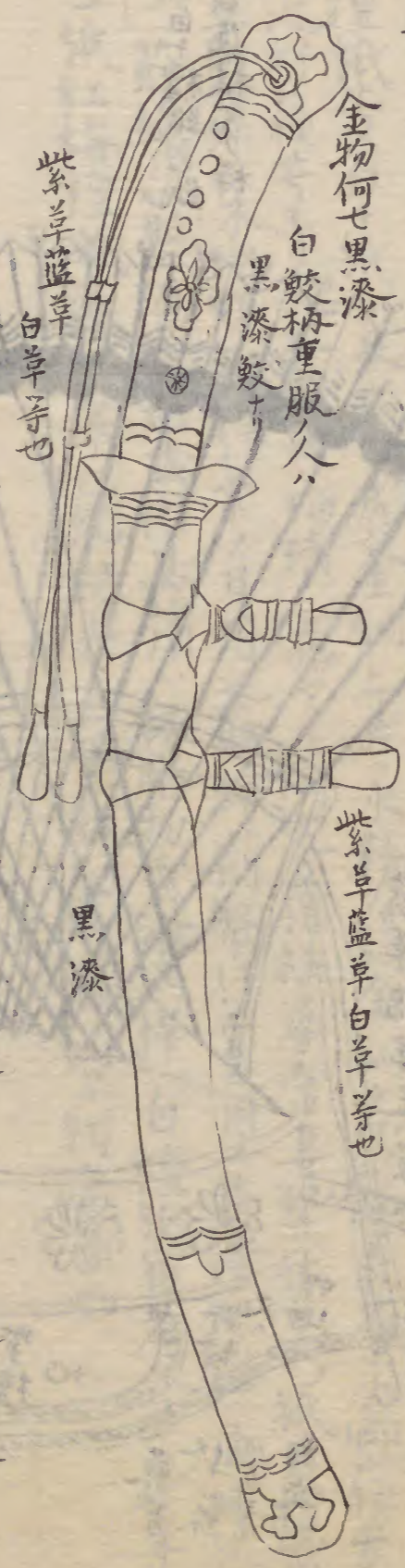
尻鞘 公卿遠所行幸、時用之何太刀ヲモ、介也尻鞘ハ虎豹ノ皮ナトヲ用エ



薄塵地劔 無文紫草ノ裝束也心裏、時公卿用之



黑漆劔 諒闇帶之柄鞘金物各黑漆也隨身、世市スル鞘黑漆金物如常裝束、紫草藍草白草等也

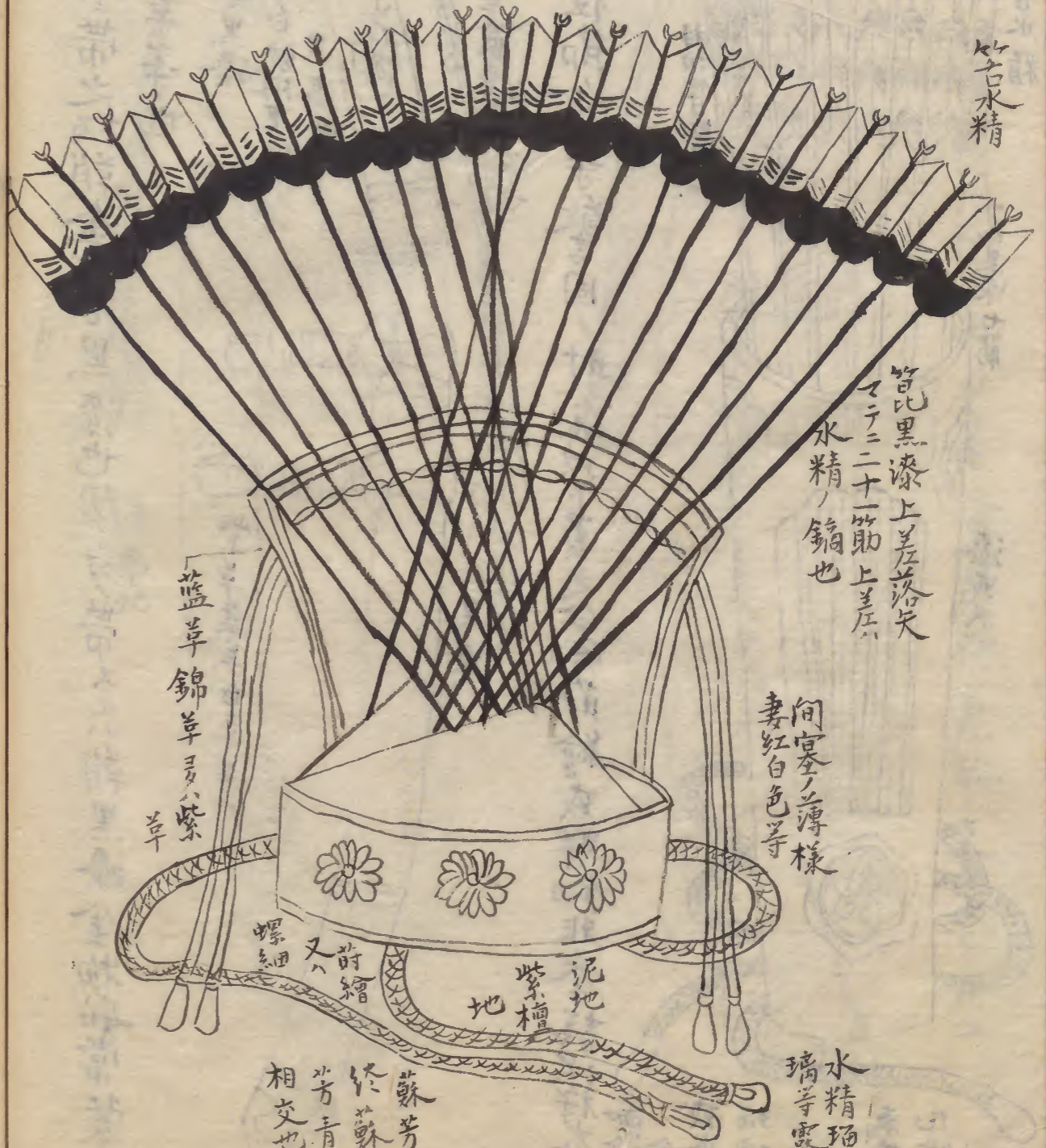


壺胡竹録 讓位節會等敬言固、時公卿以下負之公卿、時繪或螺鈿非參、議次將木、地螺鈿也



平胡竹録

竹水精



篔篹黒漆上差落矢
マテニ二十一筋上差
水精ノ鎗也

間塞ノ薄様
妻紅白色等

水精瑠
璃等露

蘇芳
於蘇
於青
相交也

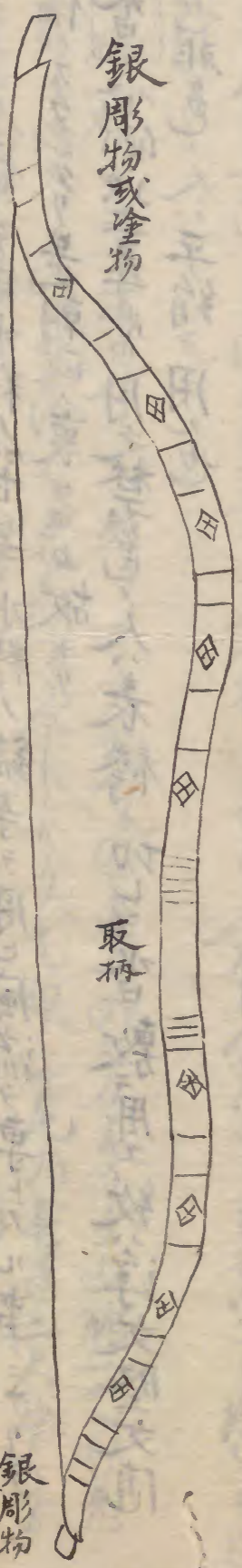
藍草錦草
草

樺ハ白キ檀紙色紙
等或薄様弓ノ様
同

竹服公御所時繪或螺鈿非參議次將木地螺鈿或木地時繪裝束錦草藍草乃此紫
草也管比黒漆細ヲヨシトハ壺胡録ハ七筋欵平胡竹録ニ二十一筋竹管ハ水晶羽切生樺ハ紅梅
檀紙芳白キ紙ニ卷之矢尻金銅上差ニ水精ノ鎗金銅之雁服也表帶公御所芳
終次將蘗芳青交水精或瑠璃ノ露アリ間塞薄様尋常妻紅大休白色紙若檀紙
也平胡録ノ木地螺鈿ハ行幸ノ日用之箭繪例幣行幸ニ用エ時繪螺鈿通用欵
弓箭繪ハ箭ニ隨ヘキ也或摺具彌ハ銀彫物或塗ル樺ハ白檀紙宿老人用之壯年
色紙紅梅檀紙薄様等也取柄上下ノ卷組赤シ或ハ紫緋糸等也

文ハ時繪螺鈿

銀彫物或塗物

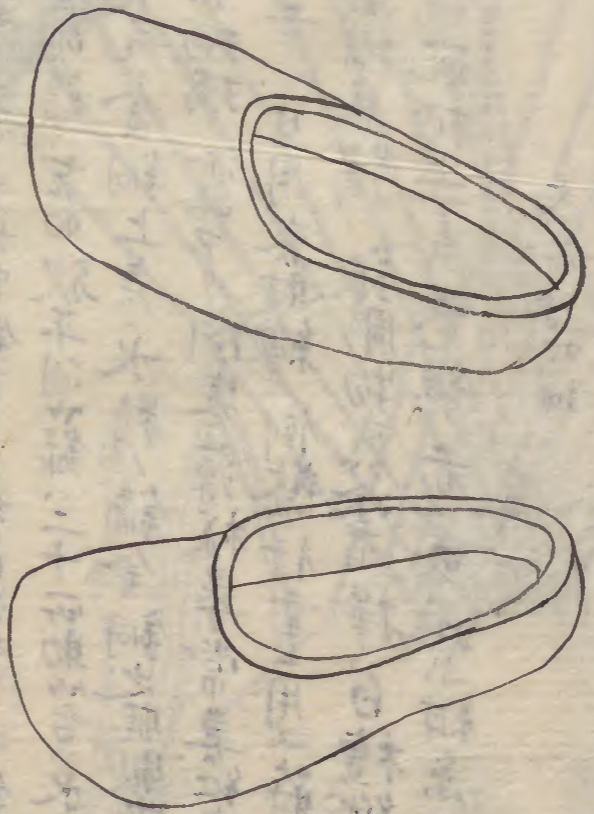


貞丈云右弓矢等本ハ六衛府武備ノ為取ル也後代武衛ノ志レテ只花飾ヲ專トシテ武備ノ用ニアラサル
器トナレリ可欵

銀彫物
或塗物

○貞丈按上古近衛府衛門府兵衛府ヲ置レシハ禁中ヲ守護シ非常ノ乱ヲ妨キ
玉ハン刀為也然ハ府ノ官人武藝堪ル人ニ任シ其武器ハ利銳アルヲ用ラレシナリ然

ルニイワトナク武藝ノ人ヲエラムフモ廢レ武器モ
 利銳ヲ貴ス弓矢ノ類モ唯北觀ノミ
 シ事トシ金銅矢鏃水精ノ管等水精ノ鏑等ヲ用ヒ風流ヲ專トスル事ニナリテ
 武備ハスタレリ是朝政ノ衰タルカ故ナリ
 浅沓 公卿以上尋常用之禁色ノ人表袴ノ切レ沓敷ニ用ユ紋ハ浮文堅文隨
 意也非色ノ人ハ平絹ヲ用ル也



異本明德記抜書 作者未詳

練緯威鎧 同毛五枚曾 義弘々の日此裝束を好みぬきをうらんよ深くおと

一たる鑑より白一毛の五まいりやその錯を一一也

小神鎧 黒草腹巻中二通 黒草紋 五枚曾 條作太刀 二銘太刀 太刀二振帯

菜砍徹腰物 御祈様を名の御祈束六つと御細中はきせりごとめこれ
 すてす草へ草のわたりまき乃中二通うらなはれとるなをめこれ
 おうけのあまのまのをさめてらぢうだいの内重宝のさつうの御
 ともせよ二のいとを御をカニうらへて世をせりやをえとをさつう物とせ
 かひく

鳩瑞 如くふのふしきありりもお祭のゆりの方より山鳩一つひ冠
 きたりゆきこの上ははたきとひくへりりや尾乃もき二尺ゆり
 靈燈二尺ありあつて冠まうて燭具の珠の上をひりさるのた
 花のきりれはをえんすや八幡ちをのまのてんえん乃敷
 向の御瑞をあらうてれをあらうせりやと信心するめや
 てこれなるゆきや思ひり

赤地純子包筒丸 白糸妻取鎧 白覆輪鞍 鉄鑊馬鎧 珍肥乃を旨の志あり

そくは赤地のとんすきつとたるとさきまに白糸をえおとすたる鎧乃
つるしりたるを二匹りさるひてきあひしり中果くりりある馬乃乃守はあめ
たるは白やうまんのかうきせくれりりのるよりひひけてそをたたりる

二尺八寸太刀 青地錦母衣 三尺寸新刃長刀 義弘此の目乃昭衣あまけりぬ

あまをらんよそめくおとたる鎧は白也のおまひりやとの鎧とてめ
以上前 二尺八寸の太刀をえきあを地のやききの母衣とけ三尺寸のあは
三寸ス
このあまけりしとひきせもあちうくうきをゆけしる也

矢合 先番は富山の老馬の根七首奈孫まてりひあをせしうひはすきあ

そやくりらち乃射もともちりりひく矢あをせとすそよと
しめりる也

長具足 あめり兵庫とえくあをせ兵とも長具足さあをせたり

うしりへまひりす終とあけしのはぬへは

堀河院次郎百首拔書

賭弓持真弓 的射 賭弓顯伸をたえハあつきのまゆこひきうつれく

こりまのうしりらよましおをとす

片矢手挾 鞞音替弓 賭弓 仲実表きれりやたはこもゆりちり

久弓のうすもりくれ

手束弓 鞞音的 賭弓俊秋ありきをりりの弓乃をとまきこも

ゆりのなりうりすくれ

方分持弓 賭弓兼昌あつきゆこひりりこれのらんりこも

のりのらん人 方分左

雙矢持弓 賭弓常隆うすこくちあをえめめあつきゆこもりや

しつり持弓 けりりひき

駒毛付 望月駒 八月十八夜俊光り月のしらぬのけりを残あをさあすき

まのりけよあをせとせえ

武器考證卷八

書目

三代實錄

風土記

中右記

騎射秘抄

室町殿日記

應仁別記

續古事談

湘山星移集

梅花無盡藏

三光院內府記

續世繼物語

水鏡

保元物語

江府 扈從隊士伊勢平藏貞丈輯

平治物語
甲陽軍鑑
躰源抄
鎌倉大草子
鴉鷺合戰物語

三代實錄拔書

左大臣時平撰
自天安二年至仁和三三年八月

羊革甲

牛革甲

清和紀

貞觀十二年

畧

小野朝臣春風奏言故父小野朝臣石雄家羊

革甲一領牛革甲一領在陸奥國去弘仁四年賊首吉弥候部止彼須可牟多賀等逆
乱之時石著彼甲討平殘賊厥後兄春枝進之望請給羊革甲以充警備歸京之
日全以進官詔許之其牛革甲給陸奥權守小野朝臣春枝

保侶衣

糴袋

同紀

貞觀十二年庚寅三月十六日戊辰從五位下行對馬島守小野朝臣

春風進起請二事其一曰軍旅之儲當在介冑介冑雖薄助以保侶望請縫造調
布保侶衣十領以備不虞其二曰軍與不虞倍日兼行轉餉易絕輜重難給望請
以調布縫造納糴帶袋十枚可帶士卒腰底以支急速之備詔從之以大宰府庫
布造充之

桂甲

陽成紀

元慶八年八月廿二日桂甲四百領須給左右近衛以甲尋常納內裏春與殿

相馬

坂上大宿禰負守若相應馬凡所說鴛駮之骨及所生之地一無相遺

弩

雁高宿禰松雄為弩師以善作弩也

行騰

勅參議以上著摺布衫行騰別勅皇子源朝臣諱散位五位下藤原朝臣時平二

人合著摺布衫行騰烏辰一尅至野口放鷹鷓拂較手野禽

胡錄矢數 應減定諸府舍人胡錄之箭數事案右所行准令條兵士夫數以五十隻令盛於一箠而今人力微弱難帶五十隻勳貴不肯准行或乃二十隻已下二十隻已上帶之非常之備豈容如斯誠是科貴無所重心不耳服之所致也望請尋常平懷之時以三十隻為定今使放帶者但節會行幸及臨時警固之日依法滿於五十不令武備欠之

楓弓 梓弓 檀弓 柘弓 下符相摸因令採進楓弓百枝安房因百枝信濃因梓弓百枝但馬因檀弓百枝備中國柘弓百枝備後國百枝○貞丈云是等ノ弓ハ皆九木弓也其弓村ノ名ヲ称スルナリ竹木合タル弓ニアラス

馳射 相撲 騎射 走馬 卷七貞觀五年五月廿日於神泉死修御靈會中畧令里貝之子靚粒馳射力之士祖楊相撲騎射呈執走馬爭勝○是ハ民間ノ御靈會ノ休ヲ云ヘル文也走馬爭勝ノ文ヲ見ルハ上古走馬ト云ハ後ノ競馬ノフニテ勝ヲアラソヒシト見タリ古今一事ニシテ名ヲ異ニスル也馳射ハ和名抄ニオムモノ井ルトアリ牛追物ルイ走歎ヲ追射ル也騎馬ハ馬ニ架テ的ヲ射ル也又云走馬ヲ競走馬トシルシタル所モアリ御競馬ナリ下ニ記ス

革短甲	曹	鉄鉢	木鉢	大小角	鼓	大刀	弓筈	弩	鉄鈎	手弩	鉄
楯	槍	鎌槍	鯨尾槍	城櫓	城棚櫓	塙棚櫓	卷世九慶五年四月戊				

寅朔四月廿五日壬寅出羽國元慶二年夷虜所燒盜穀類二十二万五百一束六把八分六毫糶七百五十解革短甲三百二十七領曹五百二十二枚鉄鉢二百五十七枚革鉢五十枚木鉢三百二十六枚箭八千三百八十隻大角六枚小角八枚鼓六十面大蓋十五柄弓七十一張鉄鈎五十五柄弩二十九具手弩二百其鉄一十三柄楯八柄槍五十二枚槍二百八十竿鎌槍七十三竿鯨尾槍一百八竿官舎一百六十一宇城櫓二十八宇城棚櫓二十基塙棚櫓六十一基是日有勅免除以省交替之煩

競之馬 騎射 卷五貞觀五年五月戊寅天皇御武德殿觀覽騎射親王以下五位以上貢競走馬六日御同殿觀覽競走馬並如舊儀○卷六貞觀四年五月戊辰朔五日壬申端午之節天皇御武德殿觀諸衛騎射親王以下五位以上貢競走馬如常○年十月丙申朔廿日丙辰右方諸衛府及馬寮獻物即是五月六日競走馬之輪物也奏音樂并賜祿如舊儀○卷八貞觀八年五月丙戌朔五日庚寅端午之節天皇御武德殿觀諸衛騎射親王以下貢競走馬六日辛卯天皇御武德殿觀左右馬寮走馬諸衛騎射馬上雜藝如舊儀○卷世一元慶元年五月六日丙午天皇御武德殿觀左右馬寮競走馬是日午後叙四府不供馬上雜藝○卷五十三仁和五年五月十四日丁亥太上天皇於北邊馬埒亭覽騎射競走馬親王公卿各獻裝馬以備競走王公畢會○卷九貞觀六年十月廿一日ノ記云三月六日競馬走馬トアリ貞丈按前後ノ文例ニ違タリ競下ノ馬字恐行

馬上雜藝 馬埒裝馬 右見夕リ

大射禮賭射 卷十九 貞觀三年正月十七日甲子天皇御建礼門觀大射礼十八日乙丑天皇御射殿觀四府賭射

橫刀緒 卷廿六 貞觀六年九月十四日應令橫刀之緒上下有別事案士大夫服用之物始自朝服至テ馬鞞皆有其色是則所以別上下尊卑也而今橫刀之緒上下同論物情

理不當然望請五位已上用唐組六位已下並用綺新羅組等不令違越行來時久難可忽變自來十日新嘗會節將加禁遇有勅依之願下諸司 〇檢非違使五条ヲ起請云其陳法式 卷十九 貞觀八年八月十日庚寅寫鼓次司陳法式一通賜隱岐國宰申請也

烽 卷十七 貞觀二年二月廿三日己巳參議從四位下行太宰大貳藤原朝臣冬緒進起請四事其一曰軍旅之儲烽燧是切而數十年來因無機警雖有其備未知調用若有非常何以通知今須下知管内因島試以拳烽焚燧彼以相通以備不虞若不其由恐敬焉動物意切士請下知事旨依件調練

細馬 卷十九 貞觀二年二月廿六日壬申是月京師多偷兒詔遣左右近衛府官人以下十人騎左右馬寮細馬警夜監察

金銀裝宝劔 卷三十 元慶二年正月九日辛巳右大臣基經抗表請罷大将職言云伏望補并武於蘭臺專愚忠於槐署今上遣大納言南淵朝臣年名實此表奉太

上天皇勅曰表請之旨理合容聽重任擢行万機不可煩之以職但君子武備腰底忽空頂特賜帶劔嚴其儀形仍金銀裝宝劔寄年名還奉之

一軍 三軍 卷廿五 元慶三年三月二日壬辰正五位下守右中辨行出羽權守藤原朝臣保則飛馭奏言曰畧去延曆年中被下當道陣固以二万二千六百人為一軍分為三軍輜重八百人擔夫二千二人而今上野下野兩國之軍千六百人輜重擔夫二千余人好蔭所率之兵五百人輜重擔夫十余人因茲言之多違舊例

相撲 童相撲 卷九 貞觀六年七月十九日癸卯天皇御前殿觀相撲廿日甲辰天皇御前殿觀童相撲

祈雨獻黑馬 卷廿七 元慶四年五月十六日己巳延者膏雨難得農氏稍憂是日遣使者於賀茂御祖別雷松尾稻荷乙訓貴布祢丹生川上等社奉幣祈雨丹生川上加奉黑

馬 〇卷廿七 貞觀七年六月三日甲寅是日久遣使者於山城國賀茂御祖別雷松尾稻荷乙訓貴布祢大和國丹生川上七社奉幣丹生川上奉黑馬以祈喜澍 〇兩祈黑馬ヲ用テ黒馬ノ色也天日雲リテクニカネリ云黒馬ヲ用ナリ

祈晴獻白馬 卷廿四 元慶八年八月廿五日戊子雨猶不止遣使於貴布祢丹生河上兩社奉白馬各一足祈止雨 〇卷四十四 元慶七年七月十二日丁丑遣使從四位上行神祇伯棟貞王奉幣

於伊勢大神宮賀茂御祖別雷松尾稻荷貴布祢丹生川上大和等神社遣使班幣丹生河上加奉白馬先是六月二十七日躰集大極殿鴉尾今月三日己往霖雨澆旬

河水溢張內外愁。晴、祈、新、白、馬、月、ル、ハ、至、テ、白、キ、モ、ハ、ウ、ス、青、セ、ノ、ナ、リ、サ、レ、ハ、白、馬、ヲ、ア、タ、マ、ト、云、ナ、リ、四、月、七、日、ノ、ア、マ、馬、ノ、節、會、ニ、引、ル、モ、白、馬、ノ、青、ハ、晴、天、ノ、色、ヲ、カ、タ、リ、テ、晴、ヲ、祈、ル、ハ、白、馬、ヲ、月、ル、ナ、リ

十烈 細馬 卷四十五元慶八年三月五日丙寅左右馬寮十列細馬於仁壽殿東庭覽之

幕 卷四十三元慶七年二月廿一日戊午先是駿河因言戎具絕幕八條調布幕二十九條高

布幕五條機急之備縫作年久延曆年中以後因申請大破不用除弃政作至是許

之○卷四十八元和九年九月十四日未造幕四條料紺絕十四足六尺緋絕十四足六尺緋絲一約

生絲二約造慢四條料黃絕十六足賜大學寮一慢右見タリ

鞞 卷世三元慶二年六月七日辛未出羽國藤原朝臣與世飛馭奏言畧奪取賊弓三十一

鞞二十五中奪奪鞍馬弓矢鞞等物有數

健兒 卷四十二元慶六年十月廿九日勅山城國司令祇儀奉伊勢大神宮使畧率郡司

健兒等相迎祇儀

風土記拔書

角弓 出雲風土記曰御祖祖神魂命子枳佐賣命願吾御子麻須羅神御子坐者所

七弓箭出來願坐爾時角弓矢隨水流出 此文下ノ金弓矢所ニル

的 出雲風土記曰所造天下大神之繫立射處故云矢代

鞞 出雲風土記曰惠曇鄉者因形如畫鞞

三角石弓 尾張風土記曰神日本般余彦天皇東征之時討伏陽貴首人歸化之場

海部 佩室臣奉射天皇天種子命以三角石弓及玉大羽矢射殺佩室臣討終放

海部 姓 神字類聚引之

餅的 山城風土記曰新伊奈利者秦中家忌寸等祖伊侶具秦公積稻梁有富

祐乃用餅為的者化白鳥飛翔居山峯○豐後風土記曰田野在郡西南此野廣大土地沃

腴田壘之便無北此土昔日郡内百姓居此野多開水田餘糧宿敵大奢已富作餅為的

于時餅化白鳥而南飛

鞞 筑後風土記曰筑後國者本与筑前國合為一國昔此兩國之間山有峻狹坂往來

戶所駕鞍鞞被摩尽土人曰鞍鞞盡之坂叙日本記引之

金弓箭 爾時所子詔子此者非弓箭詔而擲廢給又金弓箭流出來即待所

之座而闡爵窟哉詔而射通坐

鎧冑

肥前風土記曰長岡神社

在郡同天皇

景行前文曰纏向日代宮御宇天皇云云

自高羅行宮還幸而

在酒殿泉之邊於此薦膳之時御具甲鎧光明異常仍令古問卜部殖坂奏云此地有神甚願御鎧天皇宣實有然者奉納神社可為永世之則後人改曰長岡社其鎧貫緒悉爛絕但曾并甲板今猶存也

貫緒

右見貫緒ハ才トシノ糸欬草欬云甲板ハ鎧ノナ子ノナリ

幡

又曰姬社鄉此鄉中有川名曰山道川其源出郡北山南流而會御井大川昔者此川

之西有荒神行路之人多被殺害半凌半殺于時卜求崇田北云令筑前國宗像郡人珂是古奈吾社若合願者不起荒心覓珂是古令祭神社珂是古即捧幡析禱云誠有故吾祀者此幡順風飛往隨願吾之神也使即奉幡順風放置于時其幡飛往墮於御原郡姬社之社更還飛來落此山道川之田村珂是古自知神在下界鞞又曰登望馭在郡昔者息長足姬尊到於此處留為雄裝御具之鞞落於此村因

号鞞馭

樺弓

伊勢風土記曰度會郡大國玉神遣使奉迎天日別命因令造其橋不堪

造畢

于時刻今以樺弓為橋而渡焉

弓神

伊賀風土記曰鞞尾山在郡之東西有神曰鞞尾明神弓神也依之所名也

中右記拔書

中御門右大臣藤原宗忠公作

笠懸

寬治六年二月七日

春日祭使中納言殿

八日辰時許於加波多河原暫留御馬前駟

皆下自馬候左右是為御覽射藝義綱朝臣武士也五位十人一騎渡之自南渡北仰可射笠掛之由武士中能射者一人為射笠懸又渡南形容其美顏色不變万人感之次立的之後射之已中的中心傳養由藝見者如堵牆上下莫不感賀彼同武士名兼貞字進藤六者

宜陽殿御劔節刀

寬治八年

長德三年五月廿四日藏人信經私記云名遣主計助安

部晴明名問宜陽殿御劔等事申云件御劔世四柄也去天德內裏燒七之日皆悉燒損清明為天文得業生之時奉宣旨進勘文所令作也世四柄之中二腰名靈一腰破敵一腰守護但件劔有鏤歲次并名等又同鏤十二神日月五星等之鏤也而燒損之後不見其文仍所獻勘文也御劔樣木形也件破敵是遣大將軍之時所給節刀也一腰名守護候御所是也云云

節刀目貫穴

寬治八年十月朔日官行事所新作辛櫃一合相具于彼中將

顯顯朝臣共取出節刀十柄一一監臨納辛櫃節刀十柄此中有靈劔劔樣切鋒八柄一柄長二尺寸五分左方左鋒是形總殘鋒二寸許師及柄本五寸四分目貫之穴二寸云云師及假ノ字ニ兩刃ヲ云府形總見方界也

劔袋 忌五月元永二年五月廿八日又御劔内々自院被奉内舊袋先々白織物也而縫袋事五月有其忌者仍被用旧袋赤地錦袋也

時繪地螺鈿劔 紫檀地劔 寛治四年四月十四日 依例有御賀茂詣大殿并開白殿共令參詣

給去寛治元年例依下記大殿青朽葉御襲時繪地螺鈿劔紺地緒新殿下蘇芳下重ヒツキ打紫檀地劔紺地緒後開宇治殿初御賀茂詣時可令着給例云云〇緒ハ上平緒ナラニハアラス

騎射秘抄拔書

犬追物

序曰馬上作物雖有其數當時所用者流鎗馬笠懸犬追物也流鎗馬笠掛面々雖有其益猶於犬追物者射馭之簡要馳逐之妙術也然聞鎌倉右大臣御時權輿之入道將軍御代嘉禎年中泰時武号前經時号中武号彼時被評定有張行之沙汰

○按騎射秘抄序ニ犬追物ハ鎌倉右大臣實朝公ノ時始ル由見ユ又小笠原信濃守貞宗カ犬追物目安ニモ同様ニ見タリ多賀豊後守高忠聞書ニモ犬追物ハ前代ヨリ射始ラレシ由見タリ前代トハ實朝公時代ヲ指云詞也然ル東鑑實朝代ノ記ニハ犬追物ノ始リシヲ載スシテ頼經公ノ代ニ至テ負應元年二月六日ノ記ニ始テ犬追物ノ事見タリ然ル其記文ノ躰當日犬追物ト云フヲ始テ行ハレシ趣トハ見ユス其以前ヨリアリシヲ今日モ行ハレシ様ニ見タリ然レハ實朝ノ時始ラレシヲ實說ナルヘシ東鑑ニ其ヲ記シ漏シケルナルヘシ騎射秘犬追物目安高忠聞等鎌倉時代ヲ去ルヲ大ニ遠カラズ時代ノ人ノ書也聞傳ル所アツテ記セルナルヘシ東鑑ニ見ユストテ虛說トスヘカラス

室町殿日記抜書

假名ノ日記也猶村市右衛門尉長高記天文ヨリ永祿ニテノ日記也

具足 腹巻 鐵炮

卷一 安見保津表へ相働事

子旗の若者大六十年人具足腹巻も及ん

弓 鉄炮 櫛く 象 大雁 股

卷一 山崎善四郎主殿助 要害一夜打事

ぬり ぬあ けろよ 大りききとらつてい

ひきひやうと射り此善四郎より一りよひへ一色一たる大の信原へ
んは昆中すきてひやうと立

六具 十文字 鑓 團扇

卷一 日代小濱金丸殿の六具志めし十文字と杖とつき

弓も團とものく 踏幣と杖へへい子くひきとれと下知りんむら
くもつと川たりも 團扇古記ええん但一三説一統見より

サイハイ 卷

細川典厩ノ要 有ぬり 旗中より口称之郎左衛門 悪気の下よあて再掲

大総靴 象眼鏡 具足羽織 卷一 義長調 物事 好便光下り元各乃中て成る

んえあくの仍先右洲の了大総靴象眼乃燈三掛具足羽十烟り
られも念を入させしは清取のり 於初重便し時百廿傳傳言六月二
二好流家古殿猶村市右衛門長高

幡箱 二物 幡箱十掉本條附綴五端双定七口別注文より山古付のと
をり添せせしりて可給の南月申出申し縁彩あり七種添え七月二日服
を想たぬぬ細川典殿判

六具 卷二 陶隆房 義隆御日ひ陶隆房の謀反と云う相傳の家僕としてと君と
を引天命いさりの人きせれあせけ共たとのゆひてせうそ六具を
めわす

四尺八寸赤銅作太刀 二尺寸白柄長刀 **卷二** 同冷家判官隆房も大カサして互割
の士より毛よきおしこのようひの二一して持ち多とつてつらんと川立
を摺れうよきうくくは八寸の赤銅作りの太刀らき二尺寸の白柄の本
刀川さけせんすしと

鍮すす田 **卷二** 利元就陶隆房 久されを共う人焼すす田とつらんと一人ものうじと
とまのまををつらんとけ

梨子地金具摺鞍 **卷三** 義輝位任 甲辰武田晴信より末國光のゆ太刀一摺栗毛のふと
らなく句しきよ金梨子地の金具摺たる鞍を馬足進上ありとを

鍮と合 **卷三** 備前入道福島 松永之水甲胃と帯りて馬を鞆おるを今言余人
と帯りておる出敵門より外へ引き流流とあまを入るとたさなふ

氷魚綴鍮 **五枚** 曾ノ緒 **卷四** 三好実休 実休少ゆひてこひんおしあそあつたれ
よき透るよ花あつれいも山のむ氷魚綴の鍮よ五枚胃の鍮をよめ
き代のを刀長刀うけよ持く表をさして出らるる氷魚綴古きあ見え
えは崎大威の異字ありヒラトシとよむ氷魚の字のつきえ遊脱あるあ
たらん

赤草威鍮 **三枚** 曾 **二尺余** **鍮** **淺黄大総** **卷五** 筑前守領分 刀祢源八兵衛と名給て
赤草威の鍮よ三枚胃とわらひは肩兼義うち二尺あ句りの鍮をうけ
て思きとのたぐ句しきよあまきの大房けしるようち帯りて陣以しけ出

黒糸威鍮 **梨打鳥帽子** **鉢卷** **萌黄大総** **十文字鍮** **卷五** 上同志摩 古陣より
黒糸威の鍮よ一うち思心よまらまきし一栗毛のすのたけらら
らんよのららとまよあまきの大総けしるる十文字とひつさけくも総ふ
けりあつくと陣以しけ出し今張り六安見り方よ栗山を傍御とりの
まらん

兩腰 **卷七** 女房訴 玉を傍り兩腰に鞆武具の頼めしよを併しおられ
らるを足かくたひしりる女房涙をたらしとれうく方ありしとて
張出の両脇とは腰刀と太刀とといふあり

黒革威鎧 烏帽子 白練貫鉢巻 三尺二寸方 一尺八寸打刀 二尺八寸長刀 卷七

中島重テ 義長御用く先日の軍兵を哀れは今度ハさきもん御返くす人
向テ事 義長御用く先日の軍兵を哀れは今度ハさきもん御返くす人
くはら 疾炮をうせよ地筋すれものともして帳敷一つと入る思奉威の
燈よをわしひつゝして白き練貫の一幅を三つとたくしてちりまきよま
としめ二尺二寸のた刀一尺八寸の打刀さきもん鎌倉御返のきりたる二尺八寸の
大長刀杖より表の欠愈まふもまづくとのなり

黄総鞆 卷八 諸御警 加ふ所ふ粟毛の馬よさきある房よりひきける武士ニ
十人計依して向かいひく。是ハ好修理太夫ナリ

二尺五寸打刀 卷八 鹿苑院殿 志す川の町へ入ると二尺五寸の打刀を足跡よりたるふ
さりりたるものなり。是ハ好修理太夫ナリ

二尺打物 卷八 同汝を君のりくこたすくぬ 志す川と云もあへて二尺のりくもの
引ぬひく和泉守りたるひやの打物と云り。鹿苑院殿の小姓義長
小田年十六より手田和泉守を打つ打物ハ打刀をいふ之打物のハ打刀打刀
あとの惣名之け知してハ打刀と云なるべし

應仁別記抜書

作者未詳 義政公代ヲ當御代トシルシタリ
東山殿時代ノ人ノ作ナリ

日之旗 西ノ方ヲ朝倉彈正左衛門尉孝景日ノ旗ヲサシ押寄テ命モヲシマス責タ
リケル

具足 山名金吾ハ相模守員軍ニ膝氣セラシケルニ朝倉カ働ニ目ヲ敬馬シ祝着シ給
事限ナシ着替ノ具足馬太刀ヲ被出ケリ。又云着替具足ニ御賀丸ト云太刀相添
テ太田新兵衛ニ給ケリ鹿苑院殿ヨリ被下タル重宝ナリトソ

太鼓 敵味方ノ太鼓天地モ響計也

腰物 御臺様 今出川義親御 坂本へ御忍アリ 御暖乞御對面御一献アリ御出立御層ニ
萌木ノ練貫ノ上ニカナノ御小袖赤地ノ端子ノ御袴御劔御腰物善鬼包平藤四
郎小鍛冶鳩作等被ケリ

金作太刀 爰ニ目付ニ骨皮左衛門道源ト云多賀豊後守所司代ノ時走舞タルカ
チノ者共京中山城服ニ多カリケリ申子細有ケレハ勝元呉服ノ織物金作ノ太刀十
ト給ケレハ山科ヨリ縮荷へ打越テ

大太刀 平右衛門尉大太刀仕ナリケレハ 〇垣屋平右衛門尉ナリ

朱サ子赤糸具足 金吾ハ朱実赤糸ノ具足ニテ老躰ナカラ其身輕ニ庭前ニ出テ

鳩作

入ハナキカ者共切出セト申サレケシハ

長鏡 一條太閤ノ御孫依為御本領兵庫ニオハシメシケルカ中畧敵トヤ思ケン長鏡ヲ

以御口本ヲ突通シテタマツリ

釘貫 北ノ御門ハ右衛門佐義就堅メラル本敵ナレハトテ勝元ノ方ヘサシムカヒ入江殿ノ

釘貫ト養春院ノ釘貫ト柳原一ロヲ差カタメラル○又云堀ヲヌリ堀ヲホリケリ

釘貫ヲサシテツ有ケル○又云富小路ノ釘貫ハ富樫鶴童丸持タリ北畠烏帽

子直岳ニテ是ハ三条内府病氣ニテ東山ニオハスルヲ今出川殿御尋ノ御使ノ由被申

ケレ共富樫不審シテ閑カス鎔ナシト申ケル○釘貫ト云子細ハ

鎔囊抄見タリ

續古事談抜書

作者未詳 六冊アリ
建保七年卯月下三日記之トアリ

宝劔 卷之一神室宝劔神の代より了らる御門の御まもりをせしむるあ

けぬくる事イ四端冷泉院よりしんちくおきしをいふ事あるのこ

事儲をとこてあんとえおひきれはあより白雲たるのありりおきれ

てすくおひたりしれは氏の内結もこのあきくしけり宝劔をぬん

とくおひきれ物の時ぬひくしといふ事おちせぬきおひきりしを

かふるめしたきねおけの時たりしもの目乃まへよりせしき

壺切劔 同卷春宮乃御まもりおつる事ありと云た乃昭宣公のた刀也延喜

乃希儲君よおしきまきまきなる事ありしれりりるよりつたよりて代との

御まもりとも之後三條院東宮よまおし時後冷泉院よりつとされりり

後冷泉院うせおひて後中とあぬく大ニ宮殿関白のとき後三條院よ

たえまらしれあり立坊の後世毎年つとされくやけりき今もよつ

きて後さくめしれどもありんと世の人トも後三條院おせしれ

り神室宝劔やうなりしととも廿余年すききあよりるらんを

とくまりにきり其後ともく二宮内裏乃たよりやけよきりらんりの

梅花無盡藏 拔書

詩人漆桶万里居士之集也 寛正文明長亨延徳文龜年間人也

上杉家龍虎旗

龍虎二詩并叙

関東管領上杉顯貞需之益 管領軍中有天子之旗

昔社參謀賦朝廷兵

衛之嚴云旌旗日暖龍蛇動益天子之旌旗其勢猶龍蛇飛動乎且又一嘯之地清風凜然者各西山白群虎中之主張也今見二猛之圖不覺寒毛卓豎呼時哉雲從龍風從虎各為軍中之擁護又虎名曰東海青 見修真十書

○天子旌旗勢如飛作活龍高擡頭角處雲自八垠從
○六韜故瓜傳三畧弄牙全弥猛西山白清風未嘯先

右二首讚上杉顯定カ所望シテ万里居士ニ作ラセタルナリ旗ニ各付クハアラス
山内上杉家ノ天子御旗ト云ハ三旒アリ一ツハ御製表ノ御歌アリ此御哥南朝紀 傳ニ見タリ一ツハ龍繪
一ツハ虎ノ繪也義教將軍ノ代ニ鎌倉ノ持氏朝臣ヲ討ルヘシトテ上杉中務少
輔持房ヲ大將トシテ差下サレシ時後花園院ヨリ下シ賜リシ由彼家ノ傳說ナリ
小田原記ト云書其外世間ノ説ニ右ノ龍虎之讚ヲ繪ノ上ニ書付テ天子ヨリ下サレ
シト云ハ甚誤ナリ後ニ讚ヲハ作ラセタル也又旗ニ書付シニモアラス

大追物

尾之清洲城備後敏信弟ニ見大追物

八日 八日文明十七年己巳 九月八日也

三光院内府記

三條西内大臣實澄公之記也

太刀品々

時繪太刀平生用之 劔太刀節會日用之 本地螺鈿 樋螺鈿晴之時 野太刀 行幸有尻鞘

大臣以下豹熊猪等各有等差

黑塗上白劔太刀山事之時用之

厩禁中六被置左右馬寮被繫御馬候是 号寮御馬候以此准擬諸家

於而向不左厩候武士依為守護以弓馬為業然間於面向必立厩是公武之差別也二間三間者諸人通法也五間以上者依分國之多少有其負仍為十三ヶ國之拜領依十三間之厩規模之由兼及候

唐鞍 水子鞍 豹切付 虎切付 造切付 首切付 總鞍 行騰 凡馬者鞍皆

具依有差唐鞍水子鞍等切付二豹虎造首等總鞍三種之樣 行幸之時三公以下世人現任

公卿為騎馬平生六野遊鷹狩等各乘馬也此時八着狩衣鷹馬狩二非貫之上着行騰

腰物 鐔刀 腰物非本式之儀仍於公家者無帶之但院御所六内々御用意北面

等二被下之儀其例分明也然儿時八者一向非可弃指之物抑諸家之諸大夫直密之上帶腰刀是近代之作法一向不謂之儀其故八稚少輔音種先祖代々為院御所之御裝束師或時候御衣文以系閉之而無可切刀仍自院給御腰物乍著布衣帶之然間直密之時帶之是一家之規模限此流也然處諸大夫必可帶腰刀之樣

諸家之諸大夫相似之糸如西施髻大以見苦敷儀也近代將軍家以勇武為先
之糸直蛭被帶腰刀御參内之時御直序迄長橋被帶之是二切方外不可為傍例者
也當時随分之日御雲客腰刀之花美奇麗超上古刺鐔刀等被帶人々見及候武
官全盛之世候欣然間如愚老モ随世之故随分可磨戈戟之覚悟候○腰刀トモ
刀トモ腰物トモ云朝卷ノ刀ノ事ニテ柄卷又鐔入レス短キ刀也鐔刀ハ打刀ノ事也宗五
記見
平鞘太刀白太刀持太刀常可令持太刀哉否ノ事本式之時ハ布衣之侍平鞘之三
平菊一文字之名作也平鞘鞘公塗地高時繪磁金子
昔蒲草ノ帶取也白太刀名作也昔蒲草帶取也高
當時之
持太刀是ハ向内々之物候蛭平生參内或諸家會合之席
衣冠直蛭之時腰無物候糸相從之人可持太刀道理也輿之時ハ持太刀入輿之内若長者騎
馬之人帶之右策馬之時ハ騎馬之人帶之勿論

幕 幔幕 纈纈幔 幕四品 禁中左右近之陣有幕大将ヲ号幕下事ハ此

子細候大将少将等平生此近場ニ在陣之心候如此之糸幕之儀ハ外様用之事歷
然候又幔幕ト云ハ色々立交也有堅横當時ニ陣之儀
被行之時其形少相殘候纈纈ノ幔也但緝立交
也有白文 舞樂之時樂屋
引也惣別幕ニ四之名候哉平生尋常ニ用候幕ハ家紋等公武家之差別無之候客
來酒宴普請露破之所必施之候

布直蛭 直蛭諸大夫之外ハ諸家共用絹直蛭候キ鹿苑院殿御代昵近之人々

給布直蛭候其以本諸家着用之候一向非本儀ハ蛭然大臣家ハ着絹候當

家公時卿為講叙平生祇候之糸依御入魂内ノ時給布直蛭候然間兩様着來之由然
處故入道称名院右大臣拜任之上者家之為各別仍有之直蛭相止了惣別十六歳迄ハ
諸家一同着白絹直蛭候色之直蛭ヲハ不着用之諸大夫モ同前○貞丈按此文
ヲ見レハ布直蛭ハ專武士之服ヲ將軍ヨリ給リシヨリテ公家ノ人ニモ着用
セラレシナリ今世大紋ト云ハ即布直蛭也古ノハ文ハナカリシニヤ

續世継物語抜書

増鏡よりあるのちのりきりへ
と伊作り今鏡よりある

一名今鏡ト云

競馬

卷二雲井の篇

万壽元年九月十九日園白鳥乃高師池乃幸ありて之を
むぬゆらんせゆゆへきして大皇太后宮十四日ありてりおきせりひて其
まらたえまつしせりひらる

産所鳴弦

卷三男山の篇

保延五年まゆゆりせんつらのとめひつらのとくま月
十八日よるけけらるる玉の木のこあらまれまをひぬれ池のうら
さく世のやもろくまよあらまひあへるまゆらんこあらひつらの時計
あれはらの乃僧師前よりありやまふおのくむひき女房のまきひ
なしたぬす仁和寺の法親王山の産まれと僧侶わたりまゆくの考も
みそまらぬひぬらふやまひ七根を園白鳥よりんつらまひりぬひて
はあせひともありゆゆとのとれみおもくおまらひてつらつら五位六位
らるるめよたらちるる

移鞍

卷四櫻花の篇

又まゆのゆりまらりてきたりてつらりぬれ
小弓 卷五鳥篇 十 ころまの山海 又と空のゆりまらりてつらりぬれ
上人のゆりてりけまのまらりてこれゆりたる小弓ハ武器ニアラせ凡ソト云各ニヨリテ付シルシ又

銚劔

卷五の篇 小斎の 寫家

の性質を肉や山の仰れうのちよき花はせぬ
しうりめいたのれしゆふよせをたてまうりゆひるこちうりたちり
たえまうせぬひらふ

しよせへくつへくゆさうりたちのい一つきもせぬあやあしめせ
とよませぬへりら

滋目結水于

卷六の篇

白河院の殿上人 武者 むさしの 世書 せきせて流

りふおけめゆひのすいんきんやれらひとひあへりる 長安 せすれくわりる

流鎬馬

的立之役

卷六の篇 多羽 せ白河院のやあきのといふこし御流

りふおけめゆひのすいんきんやれらひとひあへりる 長安 せすれくわりる

のましとたえよふかふと ハコシテナルヲ せきこちありとせあきぬひれ 長安 二葉の御

ハ新集りやあきめつむ ハコシテナルヲ せきこちありとせあきぬひれ 長安 二葉の御

小弓

卷七

の篇 葉の 流 葉の せあひと 葉の せむき 葉の の大徳流 葉の せりつ

たるふ 葉の 乃ゆつりの 葉の 志 葉の ひと 葉の ひ 葉の の 葉の せむき 葉の の 葉の せむき 葉の の 葉の せむき

たると 葉の せむき 葉の の 葉の せむき 葉の の 葉の せむき 葉の の 葉の せむき 葉の の 葉の せむき

ひ 葉の せむき 葉の の 葉の せむき 葉の の 葉の せむき 葉の の 葉の せむき 葉の の 葉の せむき

火威鑑

卷九の篇

の村上乃 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき

あり 具平親王 大徳流 具平親王 と 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき

り 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき

い 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき

れ 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき

あ 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき

あ 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき 具平親王 の 具平親王 せむき

とよのよのゆれ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

水鏡抜書

作者未詳

神代三劔 卷上 神武天皇 七十六年神代よりついで劔三あり一はつこのうとぬのや

流よます一はあやこのや一はよまん一は内裏よまん

懐劔 皇仁天皇 四年とつた後の山のりこ野えりよをうしあひせりわんとそつを

とつて后はたえまうりあひ川后あきぬ一はそりくおろせとくひひ

られあんののりへきりよあてはひはゆどのうらよつをさうら

らうひひあ

鎮懐石 神功皇后 皇位そののうへむひわんとていそとらうて申中あき

ちとあひく事れらうて久らん日この國とてうとまんしらのうちらあひ

きこのゆとやうををうとあせれがたりしあ

軍船 同 子のあやうらあらうてはくえのこえ山とらうら新羅乃至

はれをそえおろくはれありあは神國ありあはとを國のつたもの

へいれたらあへ

陣太鼓 履中 此このあえ山とらうらあ見

鉾 履中 ちものま子すれらあよんて使者仲皇子のちくつひひ

人をかゝりしひく器の言よきしひく者ののちも乃かやよ守るを
母をもちてゆしに流してき

銚 武烈天皇 あつた人を水に入しくあまてきしる

胡床 継體天皇 流連しあがりたりしかのまねとろく弟第一きなく

しそあらしきをひけてゆき人ふりしあゆりうやまひもあつた
けのあらし也

白膠木 用明天皇 卷中 七月はちりてたふせりの大長もろもに軍をおしりて

守をたふしひり守危うかののらきくすをきりしはた子のゆり
のいらきとらおそれくさひまてきりき其付よた子大長を

たにめりての本とらして四天とらきみあつていたまのり人よるを
りてつまたれつと流の夫四天のまねらわつと流とののせき

とゆりししてつらめわひしはあつた守危むゆあつてたらしら
か會をらしきひつ秦の河勝をしと首と切りしめあつ

劔 崇峻天皇 大長はつたしつてらんをとりてらんをさきく人をとりてきり
我の大長東漢物を殺せしと云

良馬 推古天皇 六年とりの月よた子よき馬をもとめしめわひしはひの國

よりらる馬乃四のそちろきをたてまわりき

禁王子馬出入于九重 文武天皇 二年とりの七月よりきゆ子たち馬のりてあ

の元乃ちよわたりわあるはさきまり

下卷

四月七日覽青馬 同天子射 同二年四月七日はめて青馬を流挽しき
専ら樂院よめたまひく由にあつて親王のしきせきせむひましり

もつとのおらんおとの葛井親王のしきせきせむひましり
ちちもおらんくうりしをえりしたるあれ親王たれくもゆを

そりわあへき人のわへとのわせし親王たちけりていひあつた
つのみとれましよあたりもきしは年十三にあつたひしり方のおちよ

て田村麻大綱言を流しゆりてれもききよはきよるひくたしつめあ
すして身をたちてむまこの親王をりきしたるありてまひりて流し

りていし田村麻むりたるのいらきの將軍としてえひすをうたひら
けゆりしたる門のゆ感ありはもものみちをききしりしはひり

めさるしあちおんしよ親王の年しけちりてりたる田村麻はき

およいちあへりてはしるすまもむりしも子孫を思ふ人ハありははるす
 田村磨為身自輕重 右、次文 さえ程なく五月廿二日は田村磨をせしむる年若し
 ありしころありさぬゆへしりて人ありたけき人八寸むひのありき
 一文字目六たのまれ山のふとひまはりのいすすをけらるる
 身とおもくちん時二百斤もあすをりハ六丈け人はまをてありや
 たりひいれ。とりハあかおをめらるせはけしものこれたれしりハ
 かしらありし。おきかき子もとちこれすし。これたれ人ハええ
 さしなる。○柔術乃傳もを重し怪くるるあり

保元物語抜書

大和国多武峯公喻僧正作 旅宿問答ニ見タリ
 此本ハ印板本ナリ参考本別ニアリ

白襖狩衣 浅黄糸鎧 上折烏帽子 白星甲 切生矢 二所藤弓 黒鞆 官軍方々

手々茶もとり宇治へむりよとあとのりもぬよあきき糸のよひ
 ようハありしたる君のの上は白布の甲をききりふの矢は二所藤の弓
 持ちろきるよろろをいそぎのつたり

狩衣ニ鎧ヲ着 ちよえたり

褐直垂 藍白地黄返鎧 黒羽矢 塗籠藤弓 貝鞍 同条ニちねとおりき者

のからんのひこれれあいち地乃まよ久したるよちひきて思ふの矢おひ
 ぬりこめ藤のちと持ちりけらるるよちいとくのりりる 宇治七部 靱法

褐縫物直垂 八龍鎧 白唐綾威大荒目 熊皮尻鞘 銃弓 黒羽矢 新院佛所門々

カタメ軍評定ノ衆 為朝ハ七尺中なる男のめ乃りとニツまれたるちんよ色々の
 糸をぬり獅子の丸ぬしたる赤糸ハ八部といひ鎧をきせ白きとありあを
 ぬせれと。ち大あち地のよちひ回志の金物うりるをききるに三尺五
 寸のたかよぬのうハちりや五人りのちもききるあはれくらつたるよ
 世六さうたるち羽の矢おひ甲ハ八郎等よちせえあゆむ

赤地錦直垂 折烏帽子引立脇指 上皇三条殿へ御幸三条義朝を御初め

赤地乃錦の直垂は折烏帽子引たてりてきたりてしよまた口をいたり

紺利濃直垂 月数鑑 朽葉色唐綾威 大中黒矢 滋藤弓 鏡鞍 白河殿義朝

夜打冬三河常衣の^{コウロク}是をきこしとくめす西の河原へ出向ふらんむら山のみ
たは月数鑑といふよりひのち葉いろのりうあやまてれうたをき世四さ
る大甲忠の矢うらたうふとひあしけ飯のちのまんちうたぐ月を
るよか山とをいふものなり

赤地錦直垂 沃浮威鑑 白星甲 中黒矢 二所藤弓 同条ちやん中勢のせう

あけりし生年十九歳あり地乃錦乃ひききよれりおとりの鑑は向
不の甲をき世四さしたる中忠の矢ねひ二所飯のちゆてきうはけあさる
あ

猪武者 黒草威鑑 同毛五枚冑 深羽矢 塗籠藤弓 黒鞍 同条あきのち乃希

尋し世の國乃信人山内のお三帝うれゆきといふ、又もなきうの者か、うた
やあり乃の志武者あり、下人あひうて黒はおどりのよりひは
同元のお飯甲とわらひよき十八さいたるもめ胆のやあひぬりあさうのちり
てひなるも思へうとてきたり

半首 白河殿ヲ攻落条ニ下野者の御等よきりみの國乃信人りき、次帝西清
中界よりしてこれつ美ハ心さりし^{鳥朝}のちありよりをいあしくうあとの
志はあは射付たる

赤地錦直垂 黒系威鑑 鉞形 黒鞍 同条ニ大将義朝ハ赤地乃錦の直垂は黒

系れり、の鑑はくそり、打たる甲をき思へるは思鞍並てあさりり

鎧天 同条ニ東國の兵はは初め軍之鑑天はひくおたりしりあ
よしつるを思ひく目九さなるふとの目をしうさうを立風入あり
くあうせは遊虎は素をさうたるあつらの川目程なるもさき守志の
きをいそまへ子にはやいとを付たりらうよりうに十お忠ありるを
取てつひらさといくたれされうとゆ所やあひじくあるありし五了ん
斗ひえる大の平太りたのひきをういもきうよふとぬきりたるのふと
ちうりけすとこれらうあうはうけてらうよをまの右鳥朝の射を

目九指鎧 右よ見へしり

滋目結直垂 伏縄目鑑 黒鞍 同条ニこの十帝はあけめゆひの直垂はあ

あはめ乃鑑をうけあさる思へるさうのり

黒草威鑑 高角 同条ニ思へるはあとの鑑はうのちり甲をきりすける

るよりの惣七巻なりとのりけり

木蘭地直垂 紫華腹巻

同条ニもくらんちの直垂は紫華の振巻青くけり

藍摺直垂 卯花威鎧 星白甲

同条ニ志ある玉のちうせん 袴の井大湯た

あわすりの直垂は卯の花たのよりひしや白の甲とさきめり

張鎧直垂

薄金鎧

緋威

鉄形

白伏輪鞍

同条ニ六條判友たすしりきぬ乃

直垂はすしりきぬひととの鎧は六つち甲とさきせんあ

けりたるは老あすきんののりきぬのりきぬのりきぬのりきぬ

甲冑ヨロフ

新院御せんとの直垂はあやけり男あひはらちとさき

た兵なれぬもれぬもまよひしりきぬはしりきぬはしりきぬ

内甲

障子板

梅檀

弦走

胸板

草摺

一板

二板

矢ッホ

白河殿攻

落条は其時義朝なるひら打向ひんぢい及ふもあすむけり

あはれとのめはる相見してけりせぬあはれむひあつては

りはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

板せんたんつらとむむひこのまんち草すりあは二の板は二の板

まつをたしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

源家八領鎧

新院居りしとさきすの直垂は重代は傳はる月吉日

源ちりりあきぬ八領はしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

よれきと四方ちりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

合戦し思ひはれは重代の鎧を一きりつ兵の子はしりきぬはしりきぬ

たりる源太りりあきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

な方をしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

常のよりひはあはれはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

六を取たしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

ちりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

あるよつらりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

ウレ大刀御がせ 同条ニは湯をせうのれと名付らるるハ白河院御がせ

湯草取てあはりのつらりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

へりりり三人をりりあきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

くしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

はしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

はしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

はしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

はしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

はしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬはしりきぬ

長やう人のたか之諸人さうの思ひをなす上もさう思ひさう
 めえさし先もへし先天ちのらんあうさうさうのねと付られし
 さうありさうさうの思ひをなす上もさう思ひさう
 今も義もさうさうの思ひをなす上もさう思ひさう
 注も見

長伏輪太刀 右おんさう

山鳥ノ尾ニテハツ 七寸五分九根ノ口 三年休の古をなすかたさうさう山鳥の尾

大鏑 高紐 矢坪 件の大鏑をもて兵と村やうさう紐をせられん思ふ矢つ面に

遠天 差矢 奥福寺の右後吉野十津川の差矢を矢八町とさう者たをさう

てふゆ隊を新治の師方とさう

平治物語抜書

保元物語同作

滋目結直葉 洗革鎧 六波羅より紀石、早了の案、家貞、志けめあひの志をよ

あらしひはの燈をさうた刀口をさうさみ

赤地錦直葉 紫下濃鎧 裾金物 金作太刀 白星甲 鉞形 物具 伏懸地金覆輪鞍

源氏勢揃乃多、忍齋、智信、赤地乃綿の志をよさすさうの燈をさう乃
 すさうれあうたさ金作りの太刀をさうさう、白星の甲をさうさう、おたをさ
 らひさきさうんてんのぐの思ふさうをさうけてせぬあひさう生年共七太君の
 こめあきさうひさし乃ものさうさうひさし乃もの思ふさうあひさうたを
 とせえさうさう馬にあさうの思ひさうさうさうさうさうさうさうさう
 院へさうせさうさうさうの思ひさうさうさうさうさうさうさうさうさう
 金やうさう乃さうさうさうの思ひさうさうさうさうさうさうさうさう

赤地錦直葉 黒系威鎧 鉞形 五枚冑 甲緒 嗅物作太刀 黒羽矢 藤巻弓 黒鞍

同条ニ武士の大なる馬以義朝、赤地の綿乃ひさし、黒系威乃鎧、よさうさう、お
 たる五枚の冑の緒をさうさうの思ひさうの作の太刀をさうさうさうの思ひさう
 拵く思つさけさうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさうさう

こさつらたまひおよの人六つりたる

紺地錦直垂 萌黄白鎧 裾金物 長伏輪太刀 龍頭甲 白覆輪鞍 同条よえら

出の中おありあはえん地の所いきの赤雲よゆよき白ひの鎧を一のす
とれ物うらたふもゆく見ん乃太刀をなき たりうらの甲とそまけるえら
あけあるるよ白く見んのうらとつくのぶよりほのる乃南は回りら
よりえたりあうち今年古也さいようさこころう人よすれく見えへる

練色灸綾直垂 八龍鎧 高角 甲錯 石切太刀 石打矢 滋藤弓 鏡鞍 同条三ち

やく 忍原たよりひいし年十九さい初り色のきよまうのひとれよ八
うとそむれ板の重くと八つうく付の鎧をそえたうのうらまのそめ
そきりと云太刀とちきいしうちの矢杉ひえけうのらゆらうけち
るのちやうまらたやうとそとそく父の馬と向ううらう引きたり

朽葉色直垂 沢深威鎧 白星甲 薄緑太刀 白管比 白鳥羽 二所藤弓 白伏輪鞍

同条 沢男中宮の太史ともあふ十六さいくらもひいしおれおもころとそおと
たりおと かりもちう代の鎧よえらわりのうらとそきううらとそと
いふた刀とそをえらうのよ白なる乃羽よそとそとそと二所うのら
もちてあけあるるよえらゆく見ん乃うらとそくあよらう引きたり

よきまたりえ

紺直垂 産衣鎧 白星甲 甲錯 髭切太刀 漆羽矢 重藤弓 柏木免摺鞍 同条二

三男右を依頼頼朝ハ十三さいえのひとれよ源ちうらふきぬとよ鎧をそ
えらわりのうらとそとそめひけうとよ太刀とそき十三さいたるめ羽
の矢おひえけうのらもちてうけちをうらうとそとそとすたるをとい
てきも一あよりたり。すたるうらとそ見んとすたるうらとそ見んとすたるの鞍
ともこの髭切の太刀南朝紀傳よ見而足利將軍へつたせと

産衣鎧 髭切太刀 同条よけうあきぬびけきり八源氏年代のものく乃中よとそ

ひさうのてうらう八幡屋のおきれ名を源とそとけ二さいの時院よりあせ
ようらんせんと物をうらうひくそとと鎧をたそと細よすくえん
よ入れるもサそ源たりうらあきぬとよ付れれむあけうとそ源た律八
幡大芥とつけあうせさうの袖ようらの花咲きうたるをとおとせる
おひけりとりハ幡とのさことうむひそあをせめくれ付あはにけ
どりの者十人のうらとそ切えれひけちよまきれとハひけきりとはなうけたり
真良の佳人文あといわうぢが作あり

紺直垂 黒糸威腹巻 左右小手 折烏帽子引立 袴袴門軍の帯の御せんきりて

物具 小具足

信賴陣系乃案したまひありあけくらゐ信賴と云ふは此の
あそと尋く居るく居るくもかくるより下り物の具ぬきすくよりひたれ
わくくくた刀をくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
とくくく式にた痛もくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

紺地錦直垂

紅下濃鎧

金作太刀

頼朝義兵を上平家退治の案に依りて
義兵とあけぬくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

板九太刀

板九太刀は太刀をぬけぬといふ板は形は忠盛地敷よりひきしてまじり
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

噴物作太刀

信賴信西七さきさき信賴太刀よりひきくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

鏡鞍

田系よりくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

蒔繪細太刀

光緒は案の案とあきやうくくくくくくくくくくくくくくくく

竹ノ節ヲ突

そ外物の具をぬいてまのうらひくくくくくくくくくくくくくく

白張下着腹巻

黒系威腹巻

牛飼装束下着腹巻

黒革威

伊藤武者景

細黒系威の腹巻乃上より白法を看て朝色よりくくくくくくくくくく
板虎のらよ牛飼の装束して御事と信の白法乃小の字此之の字の字
誤ありおのの字也

片馴付駒

悪源太のたぬくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

甲陽軍鑑抜書

小幡勘兵衛尉景憲作 此書偽多し悉く信じ可ら
書ニ高坂彈正作トアリ

鐵炮

永正七年より始りて鐵炮

竹束

天文廿年子に信州より東乃城と信をせぬ取ぬし時甘利に對す

甘利

甘利守元よりきりしを諸子よりすれし城をせぬ取ぬし時

米倉

米倉丹後守元今度松山より移りし米倉丹後を武の前の諸人

竹

竹をりしよりきりしを諸子よりすれし城をせぬ取ぬし時

馬

馬をりしよりきりしを諸子よりすれし城をせぬ取ぬし時

采

采をりしよりきりしを諸子よりすれし城をせぬ取ぬし時

采

采をりしよりきりしを諸子よりすれし城をせぬ取ぬし時

采

采をりしよりきりしを諸子よりすれし城をせぬ取ぬし時

采

采をりしよりきりしを諸子よりすれし城をせぬ取ぬし時

采

采をりしよりきりしを諸子よりすれし城をせぬ取ぬし時

鐵炮

大永六年西國の浪人井上新たぬしと云ふの始り甲州に持入りて

信

信をりしよりきりしを諸子よりすれし城をせぬ取ぬし時

纏

本間が今夜夜軍の目ありしと云ふ大永七年西國の浪人

Handwritten text in cursive style, likely bleed-through from the reverse side of the page.

うつくしきものとお家乃家のあらん限ハキリ久とてうつくしき時乃
いひ多し欲多れも大別の者乃河多れ今も動きてお家家の大通寺九ツ
桃灯を合して持守りて是よりうつくしまとひお家家よりうつくしき

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

體源抄抜書

樂人豊原家之秘書

ウツホ丸

達智門の古名の守之けは乃價を多く用途ありて伴の門を造る仍
け号をあり古記載し秘記之者し流流之八幡原時代より出現の番之傳を六七十
果汁の治師け志を扶く義家の志と尋ありより承及百廿一夏持系
中ノ流流ありて時光よ見せし原所者の習初完まで見はて各双の急なる
いづ能よ下りて價を低くせんめしとめしとてしとて仍代を尋け治師二万
貫ありしよりへき由とて義家の思召振たしものよはあらんさうハめすべ
きより由定ありて要師を達智門のたのよをせられたる二万貫を二万
中ニ然ハ志を造る之要師明。およそ年々入る者又返してせんもけ志ハ誰
うも又うつくしきものとお家乃家のあらん限ハキリ久とてうつくしき時乃
いひ多し欲多れも大別の者乃河多れ今も動きてお家家の大通寺九ツ
桃灯を合して持守りて是よりうつくしまとひお家家よりうつくしき

義家朝臣軍中ノ管と入く扱へきなるウツおを修り知さしと云はけらる凡
と云ふ事乃るを修り傳へしなる一

兵具 一兵具事 義真記内 旗ハ人ノ好家ノ先規ニ可依款長ハ八尺或ハ二丈又ハ二丈餘リ
神ノ御名思々又家ノ文斗モ旗竿ハ長一丈二尺或二尋片脇氏云へり上天ノカワラ
竹ノ根式トス又一説ニ六尺云羽ハ中白一説ニ鶴ノ羽一ヲ鶴ノ羽氏云へり大將軍
ハ四五侍ハ二指也藤冠ノ鎧ノ驗弓ノ鳥打長藤ノ卷夏是大將軍ノ驗也已上
此ニテ条ハ八幡殿奥州合戦ノ時被定事次ニ鎧ヲ着スル程ノ時ハ弓ヲ妻手ニ
小腹帯ヲ掛ル也年綱ノ中ニ鎧ヲ入ヨ為不切也又鎧ヲ着スル程ノ時ハ神佛ノ御前
ニテ不可下馬況マ為人礼ヲセス又戦ニ出ル時酒ヲ飲事ナリ此ハ菜ヲ服セン料也
名字ハ宗肝要ニアリ左ニ盃ヲ取右ニ鉋子ヲ持テ立ナカラ盛ヘシ盃ヲ折敷ニ置事
居テ酌シトル事禁忌ノ義也能々可慎也看ニ有義鉋子ニ有子細又馬ハ少カ
ラント思ハ下菜易カラシ為也富家新田ニ粟毛駿ヲ不菜上野因一色ノ御神馬ナ
レハ此ノ毛ノ馬ニ菜ニ依テ其咎アル輩数輩アル故也又崑ハ夜ノ戦ニヨシト云ヘ
朝日雪野ナトニ思ケレハ好テ不可菜但アマタノ中ニ可用又河原毛ハ何瘴一ナキハ
不可有中ニモ晴ノ時不覺ヲスルコアリ但至テ吉馬ハ河原毛ノ中ニ可有又刀ハ一尺
二寸廣一寸二分厚六分中子二寸八分小刀ハ長六寸中子三寸ケヌキ形可有子細事也

在口傳太刀ハ二尺七寸漢高祖ノ三尺ノ劔ト云ハ實ハ二尺七寸也長刀ハ二尺三寸柄ハ其
人ノ耳ノ下ノビリニ存クスヘシ已上ノ具是等ハ能々其年ヲ習テ得失ヲ可心得款太刀ハ馬
上ニテ九德歩立ニテ十德也長刀ハ馬ニテ十德歩立ニテ九德也カ様ノ子細悉ク口傳ヲ可究
又人ヲ子ラヒ誅事人近カラシ所ニテ先頭ヲ誅スヘシ不可立音故也人離ナラン所ニテハ
先スツヲ可誅声ヲハ立凡為不道也

鎧着次第 富家傳ヘテ可登音律習之事第一口傳將軍鎧ヲ着給次第十八
色一々ニ有音取一番子綱二番小袖練貫三番大精好四番髮亂白布五番八尺子六番
弓懸七番鎧直虫八番脛巾九番鎧十番髓當十一番頰貫十二番脇立十三番
手蓋十四番鎧十五番刀十六番太刀十七番征笠十八番已
上如此是ハ八幡太郎殿陸奥合戦之時着給
度々ニ觀スル事有ニ九
十八口習之口傳在之

旗 旗ハ五丈練貫ヲ一尺三寸切テニワリ笠シルシニシテ残りヲ旗ニタツヘシスイタテ
一丈二尺也多物ハ太刀ヲヌキサカテニ持テ唐櫃ノ蓋ノ中ニ置テタツ也笠シルシハ刀ヲサカ
手ニシテタツ也笠シルシノ縫様ヲモテヲクリテ針ヲ下ヨリ上ヘサシ出シテ縫留ル所
ヲモ針ヲ上ニテトムル也笠シルシハ袖ノ耳ノ絲ヨリ十一ノニ付ル委ク口傳ニアリ
幕 幕布ノ長サ二丈五尺乳間一尺二寸ナワマセノ十カラ乳モマセノ一色ナラハ乳モ
一色也幕串ノ長サ一丈五寸サキキリコヒチハ一尺サケテ打ッ地ハ一尺斗數一帖ニ六本

鎌倉大雙紙抜書

作者未詳

極 faint bleed-through text from the reverse side of the page.

白旗赤旗 旗紋

永享十三年 四月廿三日

大君小若池ありより館城の城は楢籠る中より様

敵しりれは俄又大堀をほり橋を搭せ見せ勢を出し一由旗を打立白旗
赤旗二川左巴打板橋乃多の紋也なる旗たを敷風を籠く漏らり

小具足

紫下濃鎧

鉞形五枚曹

黒糸鎧

同七三枚曹

鹿角立物

嘉吉元年 四月十七日

今度

討取知の首丸回十七日着到を付し此袋檢を蒙り此惣方好上杉兵衛助清方
小具足計よき出り侍所長尾出雲守憲景は至下流乃控は鉞形乃五枚曹
浪下治郷悪系秀忠系乃控は回包乃三枚甲席の角を打立く角より
け面人付短えを外紙儀乃面く申務まをりり

幕紋は内厚六憲実乃巻子より上杉山の内乃系圓を控き條の丸は
とひ省の幕乃紋を清く憲実を拂文と云崇敬浪なり

〇卷二の八尺紅の太石り火燭の如くよ川をよふをくすて風ふきあひをよ柳をよ
 又云十幅をよのゆりぬきの太石り雪の山をねるうきこくよひあらくめ
 先六尺のゆとよ柳をよ
 〇旗 卷二旗乃長さ或ハ八尺或ハ六幅と布とは山のうふよる回旗棹の長さ
 あひハ二色あひハ三色片もき也 二色三色はひちひちなり
 尋の字を用へ
 井上立馬 卷二信使さりのりたるハ井のうへち二寸あき上あき名馬
 井上立馬 卷二信使さりのりたるハ井のうへち二寸あき上あき名馬
 奥之手鏢馬 卷三条たる馬ハねのたくり癖となく心よまきせくふとの
 ちちよらひの油とよしんちちハちち
 〇巻二の八尺紅の太石り火燭の如くよ川をよふをくすて風ふきあひをよ柳をよ
 又云十幅をよのゆりぬきの太石り雪の山をねるうきこくよひあらくめ
 先六尺のゆとよ柳をよ
 〇旗 卷二旗乃長さ或ハ八尺或ハ六幅と布とは山のうふよる回旗棹の長さ
 あひハ二色あひハ三色片もき也 二色三色はひちひちなり
 尋の字を用へ
 井上立馬 卷二信使さりのりたるハ井のうへち二寸あき上あき名馬
 井上立馬 卷二信使さりのりたるハ井のうへち二寸あき上あき名馬
 奥之手鏢馬 卷三条たる馬ハねのたくり癖となく心よまきせくふとの
 ちちよらひの油とよしんちちハちち

〇巻二の八尺紅の太石り火燭の如くよ川をよふをくすて風ふきあひをよ柳をよ
 又云十幅をよのゆりぬきの太石り雪の山をねるうきこくよひあらくめ
 先六尺のゆとよ柳をよ
 〇旗 卷二旗乃長さ或ハ八尺或ハ六幅と布とは山のうふよる回旗棹の長さ
 あひハ二色あひハ三色片もき也 二色三色はひちひちなり
 尋の字を用へ
 井上立馬 卷二信使さりのりたるハ井のうへち二寸あき上あき名馬
 井上立馬 卷二信使さりのりたるハ井のうへち二寸あき上あき名馬
 奥之手鏢馬 卷三条たる馬ハねのたくり癖となく心よまきせくふとの
 ちちよらひの油とよしんちちハちち
 〇巻二の八尺紅の太石り火燭の如くよ川をよふをくすて風ふきあひをよ柳をよ
 又云十幅をよのゆりぬきの太石り雪の山をねるうきこくよひあらくめ
 先六尺のゆとよ柳をよ
 〇旗 卷二旗乃長さ或ハ八尺或ハ六幅と布とは山のうふよる回旗棹の長さ
 あひハ二色あひハ三色片もき也 二色三色はひちひちなり
 尋の字を用へ
 井上立馬 卷二信使さりのりたるハ井のうへち二寸あき上あき名馬
 井上立馬 卷二信使さりのりたるハ井のうへち二寸あき上あき名馬
 奥之手鏢馬 卷三条たる馬ハねのたくり癖となく心よまきせくふとの
 ちちよらひの油とよしんちちハちち

尺五寸は元たり中書これあまのこもかゝりしをたかまはさりとてハリしつま
いおつしり延くうつと打もびんぎよよりてりたははくも柄あき
りよくはこらハハきしりともあすくれはつら者之大具是ハちと統はあま
やうなりともあつらるものなを秘藏きはまりなくは七節あへま
せいしよ

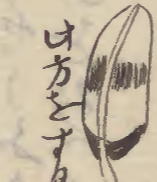
大太刀 ちよ見しり

フスへ革ノ腹巻 烏帽子曹 赤漆弓 秋二毛空穂 卷ニ雀蓑を承りて懐

ふすへりんの腹巻は烏帽子曹のものをのらふも扱えおらりしものらふは
た毛乃を穂すうらりしはひりし一族着意しつておとらふ

鴻ノスルモキ 黒ツ毛ノ鎧冑 黒作太刀 黒スリノ弓 四十二サズ矢 よせあの大將

鳥黒思ふ乃大鎧思ふ乃をゆるし同毛乃冑は思ふ乃を乃を思ふ乃は
鴻乃すもゆきイ本よりゆきありつける矢乃四十二サズ矢を厚しく
くらぬり乃イ本よりゆきをとりく○高忠剛著云羽のろき方とす
ゆきとを又のいしと○イ本よりゆきなり



イ本よりゆき

鴉鷺合戦物語抜書

一條禪閣兼良公御作ト云 慶安二年梓行

冑甲着次第 卷二より乃次冑ありと云一着も二番小袖すしりゆりぬ

き二處大いせしりゆ髪を礼し五處ちら巻白布八尺あり方ゆりけ
七處襟ひし八處きん九處志めゆひ十處すひあり十一處ゆり
ぬき十二處こきた十三よお十學鎧十五乃刀十六乃刀十七細笥
十八より大方の次ありくのぬきも二色も今様ゆりぬ
詰式をせしは比具も扱われも知てちらさ原ハ昔よりゆりぬ八場
夏あ下旬の時乃ゆりぬ ○志めゆひのゆりぬをいふ今様ゆりぬは詰式とゆひの
ゆりぬをいふは比具の着扱者よりゆりぬゆりぬゆりぬゆりぬゆりぬ

上刺鎧矢 同巻よりゆりぬの編矢のゆり二種はかきも羽も二の色之又羽と

四者よりゆりぬありゆりぬハ大將侍はかきりて四あさし又二をさし一とさし
ゆりぬありありゆりぬの事ゆりぬゆりぬ ○ゆりぬはかきりてゆりぬゆりぬゆりぬゆりぬ
ゆりぬゆりぬゆりぬゆりぬ

出陣時呑酒 同巻よりゆりぬはゆりぬのゆりぬあり酒をばらゆりぬ

八居すたよりしてたはゆりぬを扱ちるゆりぬゆりぬゆりぬゆりぬゆりぬ
ゆりぬのゆりぬゆりぬは義ありゆりぬゆりぬゆりぬゆりぬゆりぬゆりぬ
をゆりぬゆりぬゆりぬゆりぬゆりぬゆりぬゆりぬゆりぬゆりぬゆりぬ

八子の軍神よ由向初清つ子のあらしけ軍よらけ放をらあらし
まひしてゐるおのつて白くひとあれきせく西の唐芝よおの
凱歌 卷二よす凱歌の巻三度よめとそくおたりつよるへし
一皮よめつておのゆるへし

母衣 同巻よ山城よ我南年軍三あり生年よりちとそおの
れも老らきとて軍勢のうらまよりぬあまひをええんと思ふよやけ
くぬゆぬき乃大をちとけく回くおれちとそおはれおなり
又、赤白の色もあり先、陰陽二色あり白と先武者のうら先世のち
ありお幅お天おれお大五佛を衣よあひハ八幅八尺或ハ十幅一丈ありおしに
お幅おあり継糸よお傳あり裁刀十二也お秘事あり陣よよりんらち
合戦の脚よよりんらちお孫軍よらちおあおのちちち死のほらち
ちちおお地の坊よち獅子の口とまおたりちちとらちおありひ
あまらひあり十三よとらち十三よとらち徳谷平山らち或ハ業師の十二乃
大乳をひやりしあひハ摩利支天の十六の如乳乃教を表せりちち乃
たらやう返くも秘る也。口貞文云は時代ハち母衣乃加官遠てむつくと説くお出
中よりの信信ありちちのひし、何の討らる母衣の討らるちち、あまの又徳谷平山ちち
大お幅おをてまおありへし

庫 文 閣 内			
五	九		和
三	一		書
函	九		
二	一		
四	九	類	
架	冊	號	